【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年５月15日
【計算期間】	第36特定期（自　2024年８月16日　至　2025年２月17日）
【ファンド名】	ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　小松　薫夜
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目７番３号　東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	笹倉　里奈
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目７番３号　東京ビルディング
【電話番号】	０３－６７３６－２０００
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、新興国＊１のソブリン債券（政府または政府機関の発行する債券＊２）を実質的な主要投資対象として運用＊３し、安定的かつ高水準の配当等収益＊４の確保と信託財産の長期的な成長をはかることを目的とします。

＊１　「新興国」とは、運用委託先（運用委託先については、後記「（ニ）ファンドの特色⑥」をご参照ください。以下同じ。）が、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の参考指標（ＪＰモルガンＧＢＩ－エマージング・マーケッツ・グローバル＊５（円ベース））の構成国が該当します。

「参考指標」とは、マザーファンドの投資対象市場の動向をわかり易く示すために用いる指標です。マザーファンドの運用成果は、参考指標を上回る場合も下回る場合もあり、上回ることを保証するものではありません。また、新興国の債券市場の構造変化によっては、参考指標を見直す場合があります。

当該構成国は、ブラジル、ハンガリー、マレーシア、メキシコ、ポーランド、南アフリカ、トルコ、インドネシア、ペルー、コロンビア、タイ、チリ、ルーマニア、チェコ、ウルグアイ、ドミニカ共和国、中国、セルビアおよびインドです（2025年３月末現在）。

＊２　「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます。

＊３　運用は、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として行います。

「実質的に同一の運用の基本方針」とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

＊４　「配当等収益」とは、ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）信託約款（以下「信託約款」といいます。）第40条第１項第１号に定めるもの（配当金、利金、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額。以下同じ。）をいい、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドの信託財産に帰属するとみなされる額（マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額）を含みます。

＊５　「ＪＰモルガンＧＢＩ－エマージング・マーケッツ・グローバル」とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表している新興国の債券のパフォーマンス（投資収益）を表す指数です。

同指数は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが定める条件により選ばれた、政府または政府機関の発行する、新興国の現地通貨建ての債券で構成されている時価総額加重平均指数で、基準日を2001年12月31日として算出されています。

同指数は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

（ロ）信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

（ハ）基本的性格

一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類＊1－追加型投信／海外／債券

属性区分＊2－投資対象資産：その他資産（投資信託証券（債券　一般））＊3

＊3　マザーファンドへの投資を通じて、債券に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（債券　一般））と記載しています。また、マザーファンドにおいては新興国のソブリン債券を主要投資対象としますが、社債またはその他債券（ソブリン債券以外の新興国に所在する発行体の債券または仕組債）に投資することがあるため、（債券　一般）としています。投資対象資産の詳細については、後記「（ニ）ファンドの特色②」をご参照ください。

決算頻度：年12回（毎月）

投資対象地域：エマージング

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ＊4：なし

＊4　属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

＊1　商品分類の定義（一般社団法人投資信託協会－商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの。

＊2　属性区分の定義（一般社団法人投資信託協会－商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券　一般））： 親投資信託への投資を通じて債券に投資するもののうち、投資対象資産が、公債属性*、社債属性*、その他債券属性*のいずれにもあてはまらない全てのもの。
決算頻度	年12回（毎月）： 目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	エマージング： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

＊「公債属性」…目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるもの。
「社債属性」…目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの。
「その他債券属性」…目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの。

（注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）一般社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型	内　外	その他資産（　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル		
	年２回	日本		
	年４回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　）	年６回（隔月）	欧州	ファミリーファンド	あり（　）
		アジア		
	年12回（毎月）	オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券（債券 一般））	その他（　）	アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合（　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。
ＨＰアドレス：https://www.toushin.or.jp/

（ニ）ファンドの特色

①　マザーファンドの純資産総額の75%以上を債券発行国（仕組債に関しては、反映対象の信用リスクまたは収益率にかかる発行体の所在国とします。）の現地通貨に基づく運用成果が得られる債券に投資します。

②　マザーファンドを通じ、主として新興国のソブリン債券に投資します。

- **マザーファンドの純資産総額の20%を上限に、ソブリン債券以外の新興国に所在する発行体の発行する債券に投資することがあります。**
- **マザーファンドの純資産総額の35%未満を上限に、一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債＊に投資することがあります。**
  ＊　当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限ります。また、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。
- **ポートフォリオで保有する債券の平均格付は、ＢＢ－格（Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング＊（以下「Ｓ＆Ｐ社」といいます。））またはＢａ３格（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク＊（以下「ムーディーズ社」といいます。））以上に維持します。**
  ＊　当該格付機関のグループ会社を含みます。
- **平均格付の算出にあたり、個々の債券の銘柄が前記の各格付機関から異なる格付を得ている場合は、最も高い格付により判断し平均を算出します。**
- **運用委託先は前記のいずれの格付機関からも格付を付与されていない債券にも投資する場合がありますが、当該債券に投資した場合の平均格付は、運用委託先の判断により当該債券をＳ＆Ｐ社またはムーディーズ社の格付にあてはめたうえで算出します。**

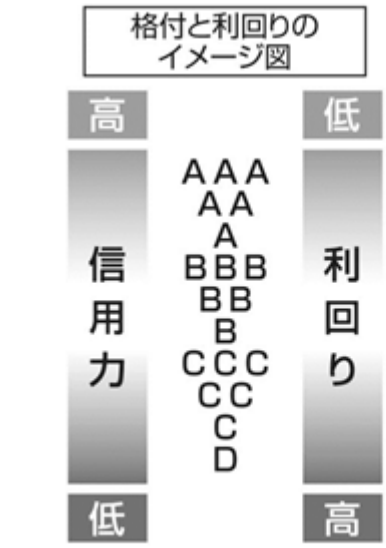

左記はあくまでもイメージ図であり、実際にマザーファンドが投資する債券の格付･利回りの関係とは異なります。

上記の格付表記はＳ＆Ｐ社の表記です。

「格付」とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合い（信用度）を示すもので、Ｓ＆Ｐ社やムーディーズ社といった格付機関が各債券の格付を行っており、投資の際の重要な判断材料となります。ＡＡ格からＣＣＣ格までについては、上位格に近いものは＋（プラス）、下位格に近いものは－（マイナス）等により表示、分類されます。例えば、ＡＡ格については、Ｓ＆Ｐ社による格付ではＡＡ＋、ＡＡ、ＡＡ－の３段階（ムーディーズ社の場合は、Ａａ１、Ａａ２、Ａａ３）に分類されます。「格付機関」とは、債券の発行体の財政状況等を総合的に分析判断し格付を付与する企業をいいます。

- **ボンドコネクト＊を通じて中国本土で発行された債券に投資することがあります。**
  ＊　後記「３　投資リスク　（１）リスク要因　⑥　ボンドコネクトを通じた投資にかかるリスクおよび留意点」をご参照ください。

③　当ファンドは、毎月15日＊１に決算を行い、原則として、繰越分を含めた配当等収益から分配金額を決定します。ただし、３、６、９、12月の決算時には、当該配当等収益に加えて、繰越分を含めた信託約款第40条第１項第２号に定める売買益から分配を行う＊２こともあります。また、必ず分配を行うものではありません。
＊１　同日が休業日の場合は翌営業日となります。

＊２　「繰越分を含めた信託約款第40条第１項第２号に定める売買益」から行う分配をボーナス分配といいます。ただし、売買益がある場合でも、ボーナス分配を行わないこともあります。

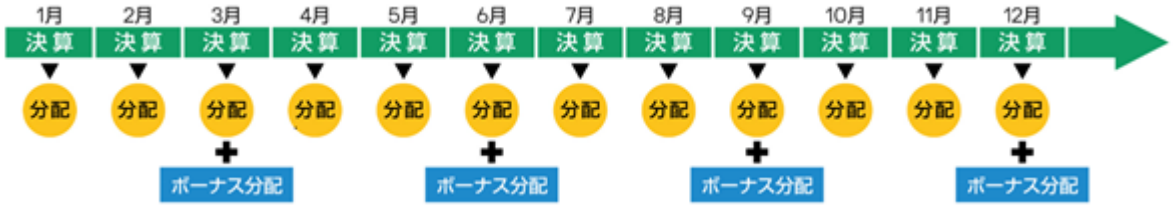

（注１）前図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
（注２）分配金額は、金利、為替等の影響を受けて変動します。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し決定します。必ず分配を行うものではありません。

④　対円での為替ヘッジは行いません。

外貨建ての債券に投資しますが、対円での為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

なお、マザーファンドにおいては、市況に応じて運用委託先が必要と判断した場合は、外貨建資産について、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に外国為替予約取引（直物為替先渡（ＮＤＦ）取引*を含みます。）を行うことがあります。

＊　「直物為替先渡（ＮＤＦ）取引」とは、新興国等の取引規制が多く流動性が低い通貨の受渡しを行わず、取引レートと決済レートとの差額を米ドル等の主要通貨によって決済する為替取引のことをいいます。

⑤　当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

＊　「ファミリーファンド方式」とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

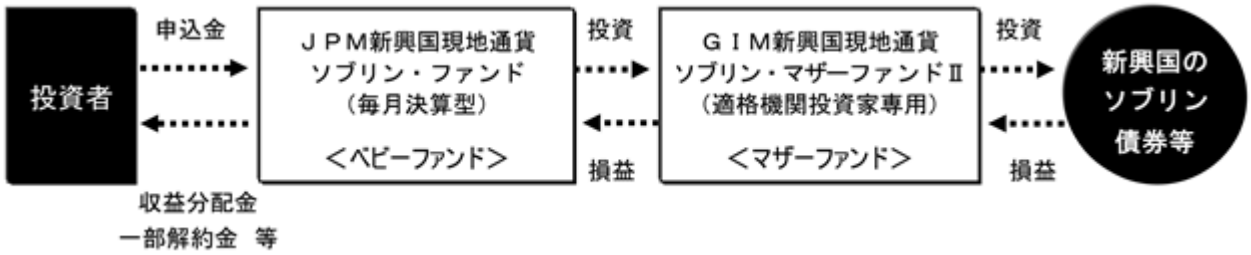

⑥　マザーファンドの運用の指図に関する権限をＪ．Ｐ．モルガン・インベストメント・マネージメント・インク*（米国法人）に委託します。（以下「ＪＰＭＩＭ社」または「運用委託先」という場合があります。）

Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメント*のグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

＊　Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントは、ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。ＪＰＭＩＭ社および委託会社は、Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

（注）資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、前記にしたがった運用が行えないことがあります。

（２）【ファンドの沿革】

2007年３月９日　当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、ならびに設定・運用開始
2015年５月29日　マザーファンドの名称変更

（３）【ファンドの仕組み】

（イ）仕組図

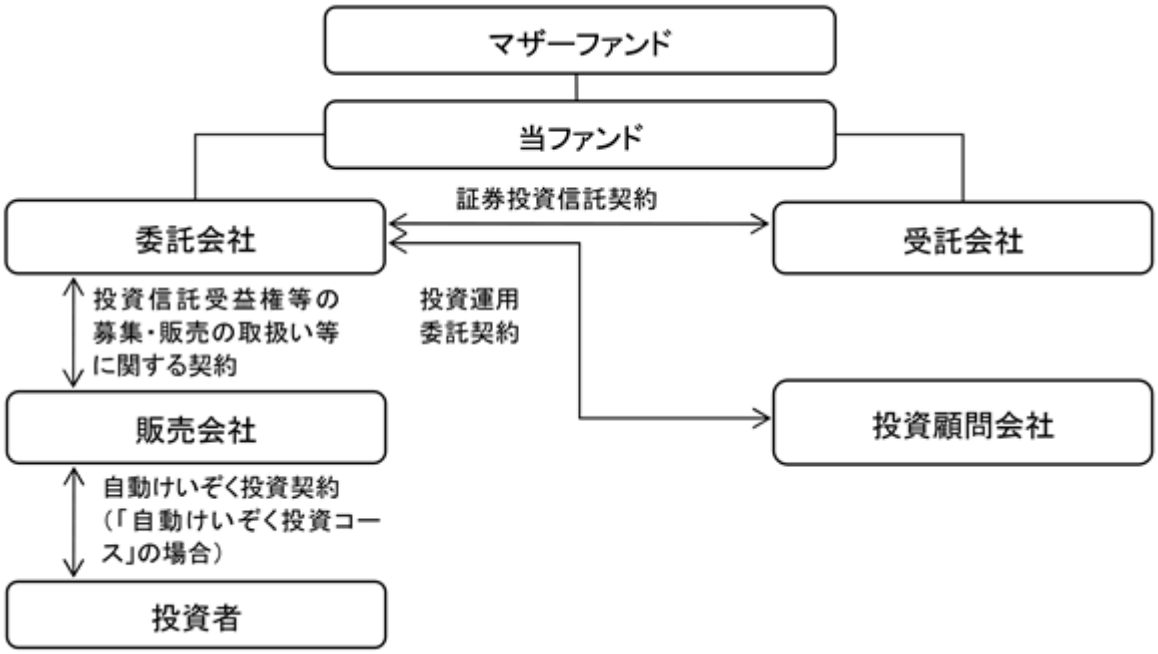

（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

①　ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に規定する事項を記載した書面（以下「運用報告書（全体版）」といいます。）および同法同条第２項に規定する事項を記載した書面（以下「交付運用報告書」といいます。）をいいます。以下同じ。）の作成等を行います。

②　三井住友信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

③　Ｊ．Ｐ．モルガン・インベストメント・マネージメント・インク　（投資顧問会社）

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

④　販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（ハ）委託会社の概況

①　資本金　2,218百万円（2025年３月末現在）

②　金融商品取引業者登録番号　関東財務局長（金商）第330号

③　設立年月日　1990年10月18日

④　会社の沿革

1971年　ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
1985年　ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は1987年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
1990年　ジャーディン・フレミング投信株式会社（委託会社）設立
1995年　ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン　フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
2001年　ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
2006年　ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2008年　ＪＰモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

⑤　大株主の状況（2025年３月末現在）

名　　称	住　　所	所有株式数（株）	比率（%）
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

（1）【投資方針】

（イ）運用方針

①　当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつ信託財産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。
②　マザーファンドは、新興国のソブリン債券を主要投資対象とし、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつ信託財産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

（ロ）投資態度

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。
なお、資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、以下にしたがった運用が行えないことがあります。

運用委託先であるＪＰＭＩＭ社は、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

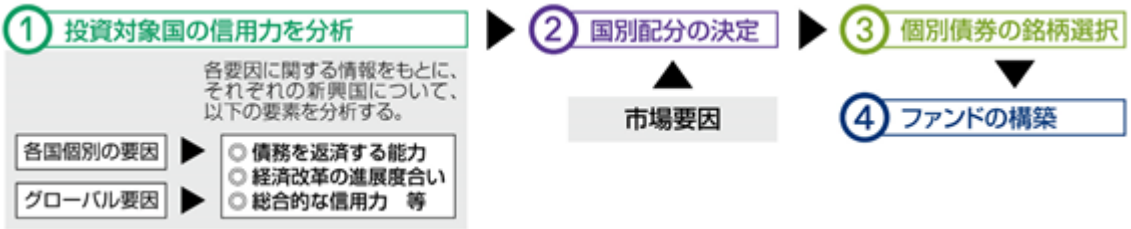

①　投資対象国の信用力を分析

財政状況、財政政策、金融政策、マクロ経済指標等の各国個別の要因、および世界経済の成長性、主要国の金融政策等のグローバル要因に関する情報をもとに、債務を返済する能力、経済改革の進展度合い、総合的な信用力等、投資対象国の信用力を分析します。

②　国別配分の決定

前記①で分析された各国の信用力に債券の市場価格（利回り）を考慮したうえで、各国市場への資金の流出入、市場間の連動性等の市場要因を加味して検討し、国別配分を決定します。具体的には、割安と判断する国（信用力から見て利回りが高い国）の債券を多く組入れます。

③　個別債券の銘柄選択

割安度、流動性等を勘案し、投資銘柄を選定します。その際、マザーファンドの運用を担当するグローバル債券運用グループ＊に属するエマージング債券運用チーム＊は、他の運用グループまたは他の運用チームからの銘柄情報の提供を受けます。

＊　詳しくは、後記「（３）運用体制」をご参照ください。

④　ポートフォリオの構築

前記②および③の結果をふまえ、新興国の現地通貨に基づく運用成果が得られるソブリン債券を中心に投資し、投資する債券の格付の平均がＢＢ－（Ｓ＆Ｐ社）またはＢａ３（ムーディーズ社）以上となるように、ポートフォリオを構築します。その際、構築したポートフォリオ全体において、信用リスク、金利変動リスク等が適切な水準となるように管理します。

（ＥＳＧ＊投資について）

運用委託先は、マザーファンドの運用プロセスの一環として、財務的に重要な環境、社会、ガバナンス面（企業統治）（ＥＳＧ）の要素を組み入れています（これらの要素の運用プロセスへの組み入れを「ＥＳＧインテグレーション」といいます。以下同じ）。ＥＳＧインテグレーションは、銘柄分析と投資判断にＥＳＧの要素を体系的に統合するものです。運用プロセスの一環として、運用委託先のポートフォリオ・マネジャーは、環境、社会、ガバナンス面の各要素が、マザーファンドの投資対象の発行会社または国・地域等の発行体に与える影響を評価します。運用委託先のポートフォリオ・マネジャーは、各業界の主要な投資機会とリスクを分析することで、発行会社等にかかるＥＳＧの要素のうち財務的に重要性が高い要因を特定し、当該会社等との対話に役立つ重要な問題を確認します。これらの評価は決定的なものではなく、これらの要素により悪影響を受ける可能性のある発行会社または国・地域等の発行体の有価証券に投資を行い保有することがあります。一方、マザーファンドは、これらの要素によりプラスの影響を受ける可能性のある発行会社または国・地域等の発行体の有価証券であっても、それらを売却することや投資しないことがあります。特に、ＥＳＧインテグレーションは、マザーファンドの投資目的を変更するものではなく、特定の業種や企業を除外したり、マザーファンドの投資対象を制限したりするものでもありません。マザーファンドは、特定の種類の企業もしくは投資対象を除外したい、または特定のＥＳＧ目標を実現するファンドを探している投資家のために設計されているものではありません。

＊　「ＥＳＧ」とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせたものをいいます。

為替ヘッジについて

マザーファンドにおいて、外貨建資産について、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするため、機動的に外国為替予約取引（直物為替先渡（ＮＤＦ）取引を含みます。）を行うことがあります。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、ＪＰＭＩＭ社の為替部門から提供された通貨に関する市場動向の情報を勘案し、為替ヘッジにかかる投資判断（ヘッジ対象となる通貨を含みます。）を行います。ＪＰＭＩＭ社の為替部門は、その投資判断に基づき、外国為替予約取引（直物為替先渡（ＮＤＦ）取引を含みます。）を行います。

＜当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置＞

委託会社および運用委託先（以下「委託会社等」という場合があります。）は、当ファンドまたはマザーファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記の「ＪＰモルガン・アセット・マネジメントにおける利益相反の開示について」をご覧ください。委託会社等は、当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置として、社内規程等を制定してそれにしたがった管理を行うとともに、社内規程等の遵守状況についてモニタリングを必要に応じて行っています。

（２）【投資対象】

（イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい（以下同じ。）、次に掲げるものに限ります。）にかかる権利

（１）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）第２条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（２）有価証券オプション取引（旧証取法第２条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（３）外国市場証券先物取引（旧証取法第２条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（４）有価証券店頭指数等先渡取引（旧証取法第２条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（５）有価証券店頭オプション取引（旧証取法第２条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（６）有価証券店頭指数等スワップ取引（旧証取法第２条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（７）金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第２条第１項に定める金融先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（８）金融デリバティブ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第14号に定める金融デリバティブ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（９）外国金融商品市場（金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引（旧証取法第２条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。）と類似の取引にかかる権利

２．為替手形

（ロ）委託会社は、信託金を、前記（イ）の資産のうち、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。以下同じ。）
６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。以下同じ。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。以下同じ。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。以下同じ。）
９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。以下同じ。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
11の２．特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。以下同じ。）
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から11の２までの証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。以下同じ。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。以下同じ。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。以下同じ。）
17．預託証券（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをいいます。以下同じ。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。以下同じ。）
21．外国の者に対する権利で19および20の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５の権利の性質を有するもの

（ニ）前記（ロ）の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として前記（ハ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

（参考）マザーファンドの投資対象

（イ）マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）信託約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。））

１．次に掲げる特定資産

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（次に掲げるものに限ります。）にかかる権利

（１）有価証券指数等先物取引にかかる権利

（２）有価証券オプション取引にかかる権利

（３）外国市場証券先物取引にかかる権利

（４）有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利

（５）有価証券店頭オプション取引にかかる権利

（６）有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利

（７）金融先物取引にかかる権利

（８）金融デリバティブ取引にかかる権利

（９）外国金融商品市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

２．為替手形

（ロ）委託会社（運用委託先を含みます。）は、信託金を、前記（イ）の資産のうち主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券

６．特定目的会社にかかる特定社債券

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券

９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券および新株予約権証券

11の２．特定目的信託の受益証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から11の２までの証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券

14．投資証券または外国投資証券

15．外国貸付債権信託受益証券

16．オプションを表示する証券または証書

17．預託証券

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．受益証券発行信託の受益証券

20．抵当証券

21．外国の者に対する権利で19および20の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５の権利の性質を有するもの

（ニ）前記（ロ）の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記（ハ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

・　当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

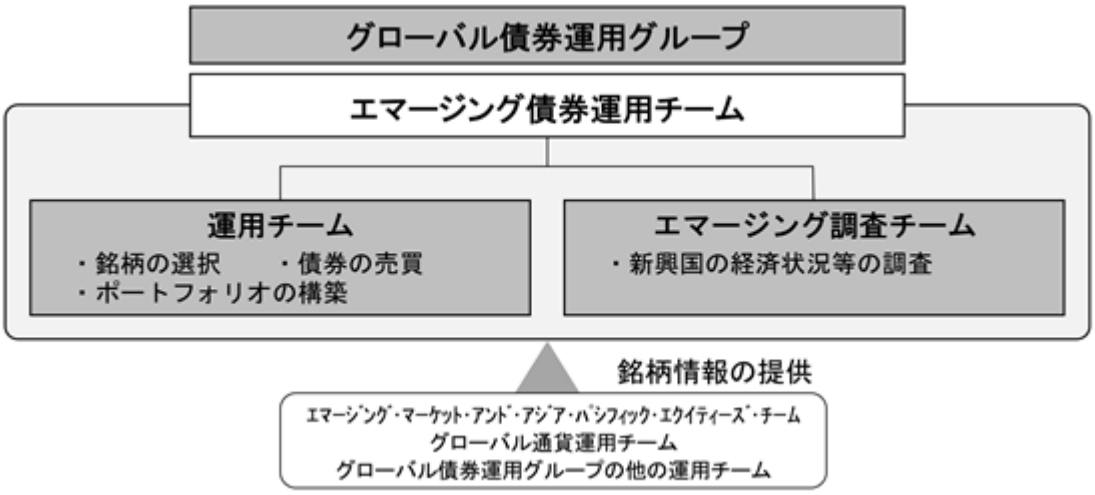

①　マザーファンドの運用を担当するエマージング債券運用チーム（2024年12月末現在約50名）は、ＪＰＭＩＭ社＊のグローバル債券運用グループに属しています。

＊　ＪＰＭＩＭ社は、Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントの一員です。そのため、運用体制については、ＪＰＭＩＭ社を含めたＪ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しています。

②　エマージング債券運用チームは、運用チームとエマージング調査チームにより構成されています。グローバル債券運用グループは、Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントに含まれる運用会社内または運用会社間で横断的に組織され、グローバルな戦略に対する調査・分析を行っているグループです。

③　エマージング調査チームは、新興国の経済状況等を調査します。

④　マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー（エマージング債券運用チームの運用チームに所属）は、投資する銘柄を選択し、売買を執行のうえ、ポートフォリオを構築します。銘柄選択の際には、以下の情報等を参考にします。

・　エマージング調査チームの調査結果

・　エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム＊、グローバル通貨運用チームおよびグローバル債券運用グループ内の他の運用チームからの銘柄情報

＊　Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメント内で横断的に構成された、新興国および日本を含むアジア太平洋地域の各国への投資を担当するチームです。

⑤　ＪＰＭＩＭ社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

・　インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。

・　コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

・　リスク管理部門は、投資ガイドライン＊の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

＊　「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

・　為替ヘッジにかかる運用体制

マザーファンドにおいて、外貨建資産について、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替ヘッジを行う場合、ＪＰＭＩＭ社のエマージング債券運用チームのポートフォリオ・マネジャーが為替ヘッジのための投資判断を行い、ＪＰＭＩＭ社の為替部門が外国為替予約取引（直物為替先渡（ＮＤＦ）取引を含みます。）を執行します。そのヘッジ状況は、ＪＰＭＩＭ社のリスク管理部門によりモニターされます。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、2025年３月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・　委託会社による、運用委託先および受託会社に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しています。

また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。さらに、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

（４）【分配方針】

毎計算期間終了時に、以下の方針に基づき分配を行います。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

①　分配対象額の範囲

計算期間終了日における、信託約款第40条第１項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額とします。

なお、分配対象額の範囲には収益調整金が含まれます。

②　収益分配金の分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、原則として、繰越分を含めた信託約款第40条第１項第１号に定める配当等収益から分配金額を決定します。ただし、３、６、９、12月の計算期間終了日には、当該配当等収益に加えて、繰越分を含めた信託約款第40条第１項第２号に定める売買益から分配を行うこともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

③　留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＜参考＞

収益分配金の支払いについて

①　収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として計算期間終了日から起算して５営業日目までに支払いを開始します。

②　「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「収益分配金に関する留意事項」

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

● 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費＊1控除後の配当等収益および評価益を含む売買益＊2）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

＊1　後記「4　手数料等及び税金」の「（3）信託報酬等」および「（4）その他の手数料等」をご参照ください。

＊2　信託約款第40条第１項第２号をご参照ください。

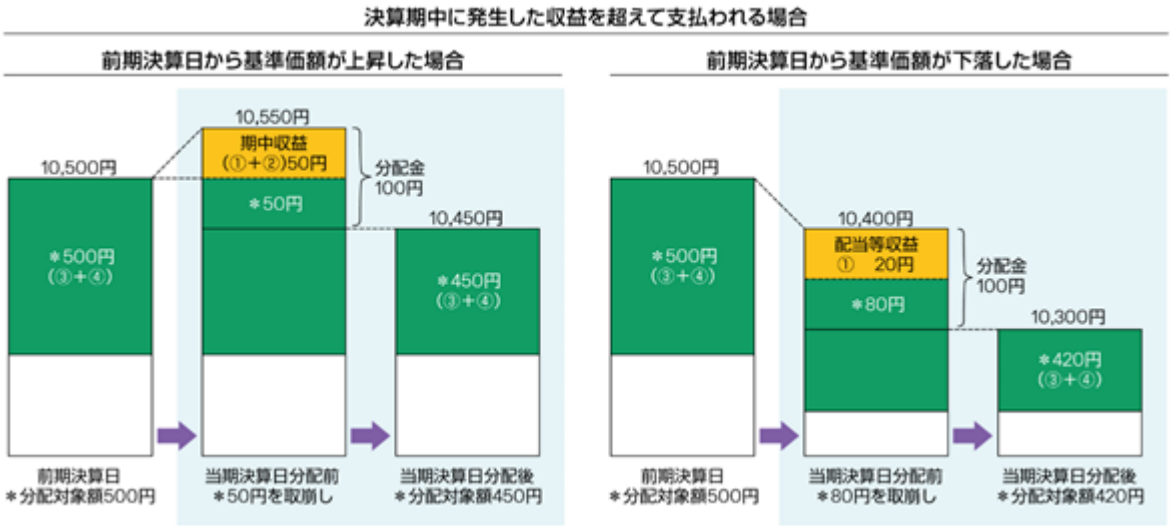

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※　前記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

● 受益者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

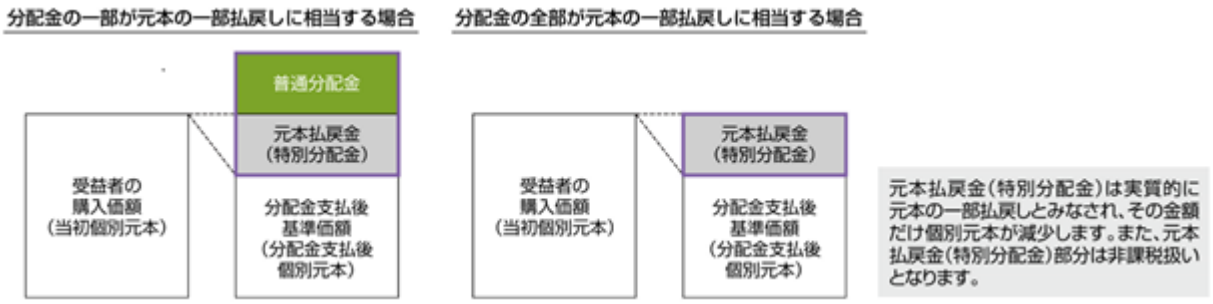

普通分配金：個別元本を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）普通分配金に対する課税については、後記「４　手数料等及び税金（５）課税上の取扱い」をご参照ください。

※　前記はイメージであり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（５）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①　株式への投資制限

A　委託会社は、信託財産に属する全ての株式の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する全ての株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額（信託約款第８条第２項に規定するものをいいます。以下②、⑬、⑮および⑯において同じ。）の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

B　前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第８条に規定するものをいいます。以下②および⑩において同じ。）に対する全ての株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

②　投資信託証券への投資制限

A　委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

B　前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する全ての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③　外貨建資産への投資制限

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）および外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④　投資する株式等の範囲

A　委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第２条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B　前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

⑤　デリバティブ取引の利用目的

デリバティブ取引（⑥から⑧までの取引等をいいます。以下⑮において同じ。）の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥　先物取引等の運用指図・目的・範囲

A　委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

B　委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

C　委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑦　スワップ取引の運用指図・目的・範囲

A　委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「旧投信法施行規則」といいます。）第４条第５号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

B　スワップ取引の指図にあたっては、スワップ取引の契約期限が、原則として信託約款第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内に全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

C　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

D　委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧　金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

A　委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引（旧投信法施行規則第４条第１号および第２号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

B　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託約款第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

C　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

D　委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨　有価証券の貸付の指図および範囲

Ａ　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の１および２の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

１　株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２　公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

Ｂ　前記Ａ１および２に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

Ｃ　委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩　外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑪　一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

⑫　再投資の指図

委託会社は、⑪の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券等の利金、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑬　資金の借入れ

Ａ　委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

Ｂ　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第16条第２項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

Ｃ　再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

Ｄ　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑭　受託会社による資金の立替え

Ａ　信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

Ｂ　信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利金、株式配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

Ｃ　前記ＡおよびＢの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

⑮　デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

デリバティブ取引ならびに信託約款第16条第１項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて⑮において「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下⑮において「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

⑯　分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

（参考）マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社（運用委託先を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①　株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第８条に規定するものをいいます。以下②、⑭および⑮において同じ。）の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

③　外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④　投資する株式等の範囲

Ａ　委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

Ｂ　前記Ａの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

⑤　デリバティブ取引の利用目的

デリバティブ取引（⑥から⑧までの取引等をいいます。以下⑭において同じ。）の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥　先物取引等の運用指図・目的・範囲

Ａ　委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

Ｂ　委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

Ｃ　委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑦　スワップ取引の運用指図・目的・範囲

Ａ　委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

Ｂ　スワップ取引の指図にあたっては、スワップ取引の契約期限が、原則としてマザーファンド信託約款第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内に全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

Ｃ　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

Ｄ　委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧　金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

Ａ　委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

Ｂ　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、マザーファンド信託約款第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

Ｃ　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

Ｄ　委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨　有価証券の貸付の指図および範囲

Ａ　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の１および２の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

１　株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２　公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

Ｂ　前記Ａ１および２に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

Ｃ　委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩　外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑪　有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

⑫　再投資の指図

委託会社は、⑪の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑬　受託会社による資金の立替え

A　信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B　信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C　前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

⑭　デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

デリバティブ取引ならびにマザーファンド信託約款第17条第１項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて⑭において「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下⑭において「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

⑮　分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

（ロ）投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

①　委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

② 委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。以下同じ。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。具体的には、当ファンドにおいてデリバティブ取引を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、当ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの当ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

3【投資リスク】

（1）リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したものではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に外国の債券を投資対象としますので、組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。当ファンドは預貯金と異なります。

① 信用リスク

債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。また、格付機関は、債券の発行体の信用力に変化があったと判断した場合、格付を変更することがあり、これによって当該債券の価格は変動・下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。

② 金利変動リスク

金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の残存期間、発行体、種類等に左右されます。

③　為替変動リスク

マザーファンドは外貨建資産に投資しますが、為替ヘッジは、当ファンドにおいては行わず、またマザーファンドにおいては円貨に対する為替ヘッジは行いません。このため、為替相場の変動によりマザーファンドの信託財産の価値および当ファンドの基準価額が変動します。

④　カントリーリスク

マザーファンドは主として新興国の債券に投資しますが、新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受けマザーファンドの信託財産の価値が変動・下落することがあります。

- **先進国と比較して、一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、これらに起因する諸問題が債券や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。**
- **債券・通貨市場は、規模が小さく流動性が低いため、その結果債券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。**
- **先進国と比較して、有価証券が取引される市場、会計基準等に関する法規制の制度や社会基盤が未整備で、財務状況等の情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なる場合があり、また、政府当局が様々の規制を一方的に導入することもあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。**
- **税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。**

⑤　デリバティブ商品のリスク

マザーファンドは、先物、オプション、スワップ、直物為替先渡（ＮＤＦ）取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利、為替相場等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。ヘッジ目的でデリバティブ商品を利用した場合でも、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失が生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

⑥　ボンドコネクトを通じた投資にかかるリスクおよび留意点

マザーファンドは「中国・香港債券相互取引制度」（以下「ボンドコネクト」といいます。）を通じて、中国本土で発行された債券に投資する場合があります。当該債券にボンドコネクトを通じて投資する場合、法規制の変更や取引上の制約により、取引相手方にかかるリスクが増大する可能性があります。

ボンドコネクトは、香港から中国本土の債券市場へ、あるいは中国本土から香港の債券市場への投資を行う制度です。この制度により、外国の投資家は、中国本土の銀行間債券市場における取引を、香港の証券会社を通じて行うことができます。マザーファンドがボンドコネクトを通じて投資する場合のリスクおよび留意点は以下のとおりです。

・法規制に関するリスク

現時点の規則や法規制が変更される可能性や、その変更が過去に遡って適用される可能性があり、これによりマザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

・投資家保護制度に関する留意点

マザーファンドは、中国本土および香港の投資家保護制度のいずれにおいても保護されません。

・取引時間に関する留意点

ボンドコネクトは、中国・香港双方の債券市場の営業日であって、かつ取引の決済日が中国・香港双方の銀行の営業日となる場合のみ運営されます。その結果として、マザーファンドは、希望する時点や価格で債券の売買ができないことがあります。

⑦　流動性リスク

ある種の有価証券、特に市場での取引頻度が少なかったり、比較的小規模な市場で取引されているものは、特に取引金額が大きいと、望ましい時点と価格で売買することが難しくなる場合があります。市場が極端な状況にあるときは、買い手が減って望ましい時点または価格で有価証券をすぐに売却できず、マザーファンドが低い価格で有価証券を売却することを余儀なくされるか、あるいはまったく売却できない可能性があります。特定の有価証券またはその他の金融商品は、取扱う取引所または政府もしくは監督当局により取引を停止または制限される場合があり、その結果マザーファンドに損失が生じる可能性があります。有価証券を売却できないことにより、マザーファンドはその信託財産の価値が下がったり、他の投資機会を活用できなくなる可能性があります。流動性リスクには、通常とは異なる市場環境や通常以上に多額の換金申込み、あるいはその他の制御不能な要因によって、マザーファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないリスクも含まれます。換金申込みに応えるため、マザーファンドは不利な時点や条件で有価証券の売却を余儀なくされることがあります。特に、債券、中小型株式または新興市場で発行される有価証券に投資している場合、特定の期間において、経済状況、市況もしくは政情の悪材料、またはそれが正確か否かにかかわらず投資家による市場見通しの悪化により、特定の発行会社もしくは業種、または特定の投資分野のすべての有価証券の流動性が前触れなく突然低下もしくは消滅するリスクがあります。

⑧　仕組債のリスク

マザーファンドで投資する仕組債は、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いて、仕組債の発行体以外の発行体が発行した債券にかかる信用リスク、為替リスク、金利リスク等を当該債券に付与させたものです。マザーファンドが仕組債に投資した場合は、これらのリスクに加えて、当該債券の発行体自体の信用リスクも生じます。

⑨　投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、投資対象または投資手法の変更を行う場合があります。また、運用委託先を変更する場合があります。

⑩　キャピタル・ゲイン税のマザーファンドへの計上タイミングに関する留意点

マザーファンドにおいて、キャピタル・ゲイン税が生じる新興国の債券に投資する場合があります。キャピタル・ゲイン税は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額がマザーファンドに費用計上されます。このため、マザーファンドでキャピタル・ゲイン税の課税対象となる有価証券を売却する毎に、信託財産の価値が下落する場合があります。

⑪　解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有有価証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付け予定銘柄によっては流動性等の観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

⑫　繰上償還等について

当ファンドは、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上償還することがあります。

また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

⑬　予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあり得ます。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドの基準価額およびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

⑭　市場に関する留意点

マザーファンドが投資している有価証券等の価格は日々変動し、金融市場全般や特定の業種に影響を及ぼす様々な要因を受け、下落することがあります。

世界全体における経済および金融市場の相互影響度合いが高まってきており、１つの国や地域における事象や状況が、他の国々や地域の市場や銘柄に悪影響を及ぼす傾向が強まっています。また、戦争、テロリズム、環境災害、自然災害、政情不安、感染症の流行やパンデミック（世界的大流行）などの世界的な事象もマザーファンドの投資対象の価値の下落をもたらす要因となる可能性があります。

例えば、新型コロナウイルス（COVID-19）による疾患の拡大は、世界全体の経済、市場および各企業に悪影響を与えており、マザーファンドが投資する有価証券等に対しても同様です。新型コロナウイルスのパンデミックや将来的に起こりうる他の感染症等の流行およびパンデミックの影響により、現在から将来に渡りマザーファンドについて、その投資対象の価値の著しい下落、その価格の乱高下、その価格算出への悪影響、その既存リスクの拡大、その純資産総額算出の中断または延期、およびその事務の一時中断が生じる可能性があります。新型コロナウイルスのパンデミックの期間と影響、それに関連する経済状況と市場状況、および長期にわたる不確実性は、現時点では合理的に見積もることができません。新型コロナウイルスの最終的な影響と、関連する状況がマザーファンドにどの程度影響を与えるかは、今後の状況次第であり非常に不確実なものです。この様な状況は正確に予測することが難しく、かつ頻繁に変わる可能性があります。

⑮　法律、税制および規制に関するリスク

法律、税制および規制の変更が当ファンドの信託期間中に生じ、それが当ファンドおよびマザーファンドに悪影響を及ぼすことがあります。現在施行されている法律および規制が変更された場合、または新しい法律および規制が制定された場合、当ファンド、マザーファンドおよび投資者に対する法的要件は現在求められているものと大幅に異なる可能性があり、当ファンド、マザーファンドおよび投資者に重大かつ悪い影響を及ぼすことがあります。

⑯　外国為替取引の決済リスク

外国為替取引の約定後、売渡通貨を取引相手先に支払ったにもかかわらず、市場における取引の仕組み等により買入通貨を未だ取引相手先から受領できていない状態において、取引相手先の破綻等が生じて買入通貨の一部または全部を受領することができず、その結果マザーファンドに損失が生じる可能性があります。このような損失を防ぐために、売渡通貨と買入通貨を同時に受け渡す（同時決済）手段を用いる場合がありますが、その場合でもそのような損失の可能性を完全に排除できるものではありません。また、そのような損失を防ぐため同時決済を含む各種の決済手段を用いることで新たな決済コストが発生する場合があります。これにより、信託財産の価値に影響を及ぼす場合があります。

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2020年3月～2025年2月の5年間における、ファンドの分配金再投資基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。

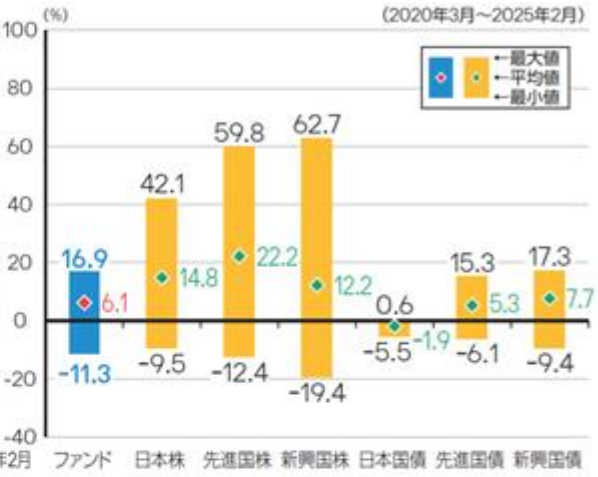

(ご注意)
○分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
○ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
○代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
○ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
○ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
○ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA－BPI(国債)
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI－エマージング・マーケッツ・グローバル(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。
NOMURA－BPI(国債)は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。
FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
JPモルガンGBI－エマージング・マーケッツ・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

（２）投資リスクに関する管理体制

運用委託先におけるリスク管理

以下は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、ＪＰＭＩＭ社におけるものです。同社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

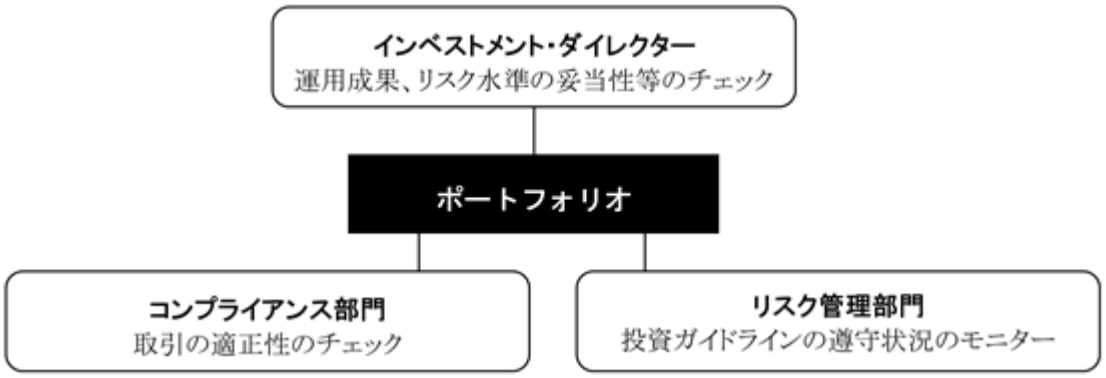

(2025年３月末現在)

- **インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。**
- **コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。**
- **リスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。**

為替ヘッジについてのリスク管理

マザーファンドにおいて、外貨建資産について、運用委託先が必要と判断した場合、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に外国為替予約取引（直物為替先渡（ＮＤＦ）取引を含みます。）を行うことがあります。そのヘッジ状況は、運用委託先のリスク管理部門によりモニターされます。

流動性リスクの管理

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッド＊（香港法人）は、当ファンドおよびマザーファンドの流動性リスクのモニタリングを行います。委託会社のリスク管理部門は、流動性リスクのモニタリングに係る手順書にしたがい、当ファンドおよびマザーファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング状況を把握するとともに、必要に応じて緊急時対応策の策定・検証等を行います。委託会社のビジネス・コントロール・コミッティは、当ファンドおよびマザーファンドの流動性リスク管理の適切な実施状況や流動性リスク管理態勢等について管理・監督を行います。

＊　ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドは、Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

その他のリスク管理

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、受益者による受益権の換金に極力影響が生じないよう管理します。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメントにおける利益相反の開示について

委託会社を含むＪＰモルガン・アセット・マネジメントは、ファンド（ＪＰモルガン・アセット・マネジメントが設定、設立、運用等を行っている投資信託等のファンドをいい、当ファンドを含みます。以下この項において同じ。）と、ＪＰモルガン・アセット・マネジメントの間において利益相反が生じる可能性を認識しており、その内容は以下のとおりです。

ファンドへの投資には、いくつかの実際の利益相反または潜在的利益相反が伴います。たとえば、委託会社等のファンドの運用を担当する者（以下「アドバイザー」といいます。）やその関係会社（この項においてあわせて「ＪＰモルガン」といいます。）は、様々な異なるサービスをファンドに提供します。ファンドはＪＰモルガンに報酬を支払います。その結果、ＪＰモルガンには、ファンドとの取り決めをする動機があり、その動機とファンドの最良の利益とのバランスをとろうとして、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。ＪＰモルガンは、他の顧客の投資顧問会社としてサービスを提供する場合も、利益相反に直面し、他の顧客のために、アドバイザーがファンドのために行った投資判断とは異なる投資判断を行ったり、あるいはアドバイザーがファンドのために行った投資判断にマイナスの影響を与えるような投資判断を行うことがあります。さらに、アドバイザーの関係会社は、幅広い各種サービスと金融商品を顧客に提供しており、ファンドが現に投資しているか、将来投資する可能性のある世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。ある場合においては、サービスや金融商品を顧客に提供することにより、これらの関係会社の活動は、ファンドにとっての不利益や制約となったり、これらの関係会社にとっては利益になったりします。アドバイザーは、ファンドのために有価証券を取引するアドバイザーの能力にマイナスの影響を及ぼす可能性のある、いわゆるインサイダー情報を入手することがあるかもしれません。ＪＰモルガンとファンドは、十分適切に利益相反を防止し、制限し、軽減できる方針と手順を採用しています。さらに、例外が適用されない限り、これらの利益相反を引き起こす活動の多くは、法律によって制限されており、禁止されています。利益相反の詳細については、後記「潜在的利益相反」をご覧ください。

潜在的利益相反

ＪＰモルガンは、多数の投資一任運用サービスおよび投資助言運用サービスならびに金融商品を、機関投資家顧客と個人投資家に提供しています。さらに、ＪＰモルガンは、幅広い各種サービスと金融商品をその顧客に提供する多角化された投資サービス提供会社であり、ファンドが現に投資しているか、今後投資する可能性のある、世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。投資者には、以下に記されている、ＪＰモルガンが投資運用サービスの運営にあたって直面することがある、潜在的および実際の利益相反を、慎重に確認していただく必要があります。ＪＰモルガンとファンドは、以下に述べる利益相反を防止し、制限し、軽減するように合理的に設計された方針と手順を採用しています。また、例外が適用されない限り、これらの利益相反を引き起こす行為の多くは法律によって制限されているか、または禁止されています。

この記載は、起きうる潜在的な利益相反の完全な列挙または説明ではなく、またそれを意図したものでもありません。

複数の顧客のための代理行為　一般に、複数の顧客に投資運用サービスを提供して、随時、異なる投資アドバイスを異なる顧客に提供する場合、アドバイザーは利益相反に直面します。たとえば、アドバイザーが運用する資産または口座（以下「他の口座」といいます。）が、ファンドが保有する有価証券と同じ有価証券を空売りする場合、空売りが当該有価証券の市場価格が下がる原因となれば、アドバイザーは空売りを行った他の口座のためにファンドの運用成果を害したとみなされることがあります。さらに、一つ以上の他の口座が、ファンドが投資している金融商品または有価証券の発行体が発行する、別の種類の金融商品または有価証券に投資する場合、利益相反が起こることがあります。ある状況では、ファンドが投資している発行体について、他の口座においては異なる投資目的があったり、または権利を求めたり実行する可能性があり、これらの活動がファンドに悪い影響を与える可能性があります。たとえば、ファンドがある発行体の債券を保有し、他の口座が同じ発行体の株式を保有する場合に、その発行者が財務上または営業上の難局を経験したときは、ファンド（債券を保有する）は発行体の清算を求めるかもしれず、他方で他の口座（株式を保有する）は発行体の再建を選択するかもしれません。そのうえ、ファンドが投資する発行体は、ファンドからの投資資金を、ＪＰモルガンまたは他の口座に対する債務の返済につながる結果になる、借換や資本構成の再編成を行うために使うかもしれません。そのような借換または再編成の後、当該発行体の業績が向上しなければ、ファンドの運用成績は影響を受けますが、他の口座はもはや当該発行体に対し投資していないので、運用成績に影響がありません。利益相反は、破たんする発行体については大きなものとなります。債務超過、破産、再編または類似した手続きに関連して、ＪＰモルガンまたは他の口座が保有する他の権利や行動または立場によって、ファンドが取ることができる立場または行動が（適用される法、法廷その他によって）制限されることがあります。

他の口座が保有するポジション（持ち高）により、ファンドが保有するポジションの価値や価格が希薄化したり、ファンドが保有するポジションと関連した投資戦略の効果が薄れてしまったり、あるいはそのような価値、価格または投資戦略にマイナスの影響を及ぼすこともあります。たとえば、このような状況は、ファンドのための投資判断が、アドバイザーが異なる投資戦略に従う他の口座のために行う、またはアドバイザーの関係会社がその顧客の口座のために行うポートフォリオにおける投資決定のためにも使用される、企業調査等の情報に基づいて行われる場合に生じることがあります。他の口座またはアドバイザーの関係会社が運用する口座が、ファンドのためのポートフォリオにおける投資決定または戦略と類似した、ポートフォリオにおける投資決定または戦略を先だってまたは同時に実行する場合、（ポートフォリオにおける投資決定が同じ企業調査の分析またはその他の情報から由来する否かを問わず）、市場への影響、流動性の制約または他の要因によりファンドにとって不利な投資結果となる可能性があり、そして、そのようなポートフォリオにおける投資決定または戦略を実行する費用は増える可能性があり、あるいはそれ以外にファンドにとって不利な結果となる可能性があります。

ファンドに適切である投資機会は他の口座にとっても適切である場合があり、ファンドが望むとおりに、それらの投資の配分を全てまたは一部分受けられるという保証はありません。アドバイザーは、成功報酬またはより高い運用報酬を支払い、かつファンドと同一または類似の運用戦略を採用するかまたはファンドとほぼ同様の資産に投資する他の口座を運用しているため、そのことがアドバイザーが（例えば、有価証券の取引にあたって）より高い報酬を支払う可能性のある口座を有利に扱う動機となることがあります。

また、ＪＰモルガン、その取締役、役員または従業員も、自身の口座またはＪＰモルガンの自己勘定において、有価証券の売買等の取引をすることができます。ＪＰモルガンは、自己の裁量の範囲内で、顧客口座のために行ったものと（時点または投資決定もしくは行動の性質を含め）異なる投資決定や投資行動を、自己の勘定について行うことができます。さらに、アドバイザーは、ＪＰモルガンまたはその従業員が自己の口座、アドバイザーの自己勘定口座、アドバイザーの関係会社の自己勘定口座、またはアドバイザーの関係会社の顧客口座のために売買した有価証券と同一のものを、アドバイザーの顧客口座のために売買する義務を負いません。ＪＰモルガンとその取締役、役員および従業員は、自身の口座または自己勘定にとって有利となる、収入を得る等の動機があるため、利益相反に直面します。

一部のファンド・オブ・ファンズのポートフォリオ・マネージャーは、ファンド・オブ・ファンズと類似の運用戦略を採用する単独運用の口座のポートフォリオ・マネージャーであるため、当該ファンド・オブ・ファンズの投資対象ファンドの保有資産の状況を知り、また当該投資対象ファンドの投資戦略および投資手法についての知識を有することがあります。したがって、そのようなポートフォリオ・マネージャーは、投資先ファンドへの投資配分のタイミングおよび金額の決定、ならびに投資先ファンドの選択にあたって、利益相反に直面します。また、ＪＰモルガンは、ある手数料を免除する場合、その免除により運用成績が向上する場合に、利益相反に直面します。

複数の業務機能での行為　**ＪＰモルガンは、幅広い各種サービスと金融商品をその顧客に提供する多角化された投資サービス提供会社であり、ファンドが現に投資しているか、投資する可能性がある、世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。ＪＰモルガンには通常これらの活動により報酬を得ることができますが、ファンドはそのような報酬を得ることはできません。サービスと金融商品をファンド以外の顧客に提供する際に、ＪＰモルガンは、一方でファンドのために推奨したり実施したことと、他方でＪＰモルガンの他の顧客のために推奨したり実施したことに関し、随時利益相反に直面します。たとえば、ＪＰモルガンは、多数の米国内外の人々および政府と、銀行業務およびその他の金融・アドバイス業務にかかる関係があり、そのような関係をさらに発展させようと努めています。ＪＰモルガンはまた、世界中で企業の潜在的な買い手と売り手に対し、アドバイスの提供・代理を行っています。ファンドは、ＪＰモルガンが代理するまたはＪＰモルガンと銀行業務もしくはその他の金融業務の関係がある企業に、投資しているか投資しようとすることがあります。また、ＪＰモルガンのある顧客は、ファンドを含むＪＰモルガンが利害関係を持つ法人等に投資することがあります。その顧客にサービスを提供する際に、ＪＰモルガンは、ファンドまたはファンドにおける投資と競争関係にあるか、さもなければ悪影響を与える行動を推奨することがあります。そのような関係がファンドが特定の取引を行うのを妨げることがあり、ファンドにおける投資の柔軟性を阻害することもあることも、ご理解いただく必要があります。**

ＪＰモルガンは、ファンドに対して投資運用、資産保管、管理、会計処理、受益者管理その他のサービスを提供することにより補助的利益を得ており、そのようなサービスをファンドに提供することは、様々な関係者とＪＰモルガンの関係を強化し、さらなる事業開発を容易にし、ＪＰモルガンがさらなるビジネスを得て追加の収益を生み出すことを可能とする可能性があります。

ファンドに悪影響を与える参加　**ＪＰモルガンがある市場へ参加することにより、または特定の顧客のためのＪＰモルガンの行動により、ファンドが当該市場で取引することが制限され、ＪＰモルガンは関係する利益に関して利益相反に直面することがあります。たとえば、ファンドと別のＪＰモルガンの顧客がそれぞれ、ある発行体の資本構成の異なる部分に投資する場合、債務処理の過程で「債務不履行事由（イベント・オブ・ディフォルト）」を引き起こすべきかどうか、または、投資からどのように離脱するかの決定は、利益相反となることがあります。前記「複数の顧客のための代理行為」もご参照ください。**

優遇措置　アドバイザーは、特定のファンドまたは他の口座に関して、他のファンドに関して受領するよりも多くの報酬を受領することがあり、または特定の口座における運用成績が一部分反映して算出される報酬を受領することがあります。このことは、それらの口座を有利に取り扱う動機をアドバイザーとそのポートフォリオ・マネージャーに提供することとなり、利益相反を生じます。実際のまたは潜在的な利益相反は、ポートフォリオ・マネージャーが複数の口座またはファンドに運用責任を持っている場合にも生じ、例えばそれぞれのファンドまたは口座の運用に向ける時間や注意が不平等になることがあります。

発注の配分と一括　潜在的利益相反は、有価証券取引の発注の一括や、有価証券取引または投資機会の配分にあたっても生じます。ＪＰモルガンには、取引または投資する機会を特定の口座またはファンドに割り当てようとする動機があるため、一括発注された取引の配分（特に流通量が限られているために部分的にしか約定が成立しなかった場合）、および投資する機会の配分においては、潜在的な利益相反が生じます。たとえば、ＪＰモルガンには、その運用する口座を有価証券の公募に参加させる動機がありますが、それは当該参加によりＪＰモルガンへの当該公募における有価証券の全体的な配分を増やすこととなり得るためです。また、ＪＰモルガンがあるファンド・オブ・ファンズの運用を行うと共にその投資先ファンドも運用する場合、ファンド・オブ・ファンズの資産を投資先ファンドに配分するときには、ある種の潜在的利益相反に直面します。たとえば、ＪＰモルガンには、ファンド・オブ・ファンズの資産を、新しい投資先ファンドの設定時の当初資金とするために配分したり、または規模の小さい投資先ファンドであってＪＰモルガンに高い報酬を支払ってくれるもの、もしくはＪＰモルガンが設定時の当初資金を拠出しているものに配分する動機があります。

総合的持ち高限度　潜在的利益相反は、法律、規制、契約、内部方針等によってＪＰモルガンに課せられた投資規制のため、ＪＰモルガンが有価証券または他の金融商品のグループ全体での投資における持ち高制限を遵守する場合にも生じます。当該制限により、たとえ他の条件ではある有価証券または金融商品があるファンドの投資目的に適合していたとしても、そのファンドは当該有価証券または金融商品を購入できず、または将来購入できないこととなることがあります。たとえば、特定の種類の有価証券に対する関係会社である投資家による投資額合計に対する制限があり、当該制限は追加的な規制当局または社内の許可手続きなしには越えることができません。また、ファンドによるオプションの引き受けについての制限もあり、当該制限はアドバイザーが他の投資運用顧客のために引き受けるオプションの数量によって生じます。ある総所有基準額に達したり、またはある取引を行うことによって、ファンドが投資対象を購入もしくは売却し、または権利を行使し商取引を行うことは制限されます。

ソフトダラー　アドバイザーは、統計情報の提供やその他の企業調査サービスの利用に対し、有価証券仲介取引により生じる手数料（いわゆる「ソフトダラー」）を特定のブローカーに支払う場合があります。統計情報やその他の企業調査は、ファンドのみでなくアドバイザーの他の顧客のために使われることがあり、また当該手数料を生じさせた口座以外の口座の運用に関連して使われることもあるので、アドバイザーは利益相反に直面します。

加えて、アドバイザーが統計情報やその他の企業調査サービスを入手するために、顧客口座から生じる売買委託手数料を使用する場合、アドバイザーは自分自身で当該統計情報やその他の企業調査サービスのために費用を捻出して支払う必要がないので、メリットを享受します。その結果、アドバイザーは、取引執行のために最低の費用とする目的ではなく、統計情報やその他の企業調査サービスを得るために、特定のブローカーを選択する動機を持つことがあります。

一部解約　ＪＰモルガンは、あるファンドに対し、自己資金で大きな資金拠出をしていることがあります。そのようなファンドにおいて、ＪＰモルガンが一部解約をなすべきか、またいつ一部解約をすべきかを決定するにあたり、ファンドおよび他の受益者に対する一部解約の影響を検討するとき、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。ＪＰモルガンによるファンドの大規模な一部解約は、ファンドが（当該一部解約がなければ売却する必要のなかった）保有有価証券の売却をすることにつながり、キャピタル・ゲインの実現を加速し、取引費用が増えるという結果となるおそれがあります。大規模な一部解約は、ファンドの資産を大幅に減らすことがあり、流動性の減少と、（費用負担の上限が適用されるものの）費用負担率の上昇を引き起こします。

関係会社との取引　ファンドが他のファンドとまたはＪＰモルガンと、仕切売買または委託売買取引を行う場合、ファンドは利益相反の対象となります。

法律により許される範囲で、ファンドは、ＪＰモルガンと、ＪＰモルガンが自己勘定で自身のために行う取引（仕切売買取引）を行うことができ、ＪＰモルガンが取引の売り手・買い手の両当事者にアドバイスしつつ両当事者に対するブローカーとなる取引（クロス取引）を行うことができ、またＪＰモルガンが手数料を受け取る取引（委託売買取引）を行うことができます。仕切売買取引および委託売買取引は、ＪＰモルガンのみが単独で取引することにつながります。ファンドのために仕切売買または委託売買取引を行う場合、当該取引はＪＰモルガンに追加の報酬をもたらすため、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。ＪＰモルガンは、これらの取引にかかわる関係者に対して、忠実義務と責任の分担が矛盾する関係になる可能性のある利益相反に直面します。

そのうえ、アドバイザーの関係会社は、電子コミュニケーション・ネットワークと代替トレーディング・システム（以下、あわせて「ＥＣＮ」といいます。）に直接的または間接的な利害関係を有します。アドバイザーは、最良執行を追及するという信認義務に従って、アドバイザーの関係会社が利害関係を持つかまたは持つ可能性のあるＥＣＮを通じて、顧客のための取引を執行することがあります。このような場合、アドバイザーの関係会社は、ＥＣＮが請求する取引手数料を、ＥＣＮに対する出資割合に応じて間接的に得ることになります。

ＪＰモルガンがメンバーに含まれる有価証券の引受シンジケートが存在するときに、ファンドがその有価証券を購入する場合、ＪＰモルガンは利益相反に直面することとなります。それは、ＪＰモルガンは通常シンジケートにサービスを提供することにより手数料を受領し、場合によっては、ファンドが有価証券を購入する結果として、ＪＰモルガンが直接または間接的に金融取引上の義務から解放されることがあるからです。

関係会社である業務提供者　ファンドがＪＰモルガンの関係会社である業務提供者を使用する場合、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。それは、関係会社を使用することで、ＪＰモルガンは全体としてより多額の手数料を受領することとなるからです。関係会社は、ファンドから報酬を得て、投資運用、資産保管、管理、会計処理および受益者管理サービスをファンドに対し提供します。同様に、アドバイザーがファンドのために融資枠を使用するまたは融資枠の条件を交渉すると決定した場合に、当該融資枠が関係会社によって提供されると、アドバイザーは利益相反に直面します。また、アドバイザーは、ＪＰモルガンが運営するファンド・オブ・ファンズのために、その投資先となるアクティブ運用のファンドを選ぶ際には、ＪＰモルガン・グループ内のものからのみ選択することとなります。たとえ、当該ファンド・オブ・ファンズにとってより適切である可能性があり、または優れた収益を上げている、グループ関係にはない投資先ファンドがあったとしても、アドバイザーは、グループ関係にはない投資先ファンドで利用可能なものについて、検討や調査はしません。サービスをファンドに提供するＪＰモルガンの関係会社は、ファンドがＪＰモルガンが運営するファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドに含まれる場合、更に報酬を得ることにより利益を得ることとなります。

議決権行使　アドバイザーがファンドが保有する有価証券について議決権を行使する場合、潜在的利益相反が生じることがあります。議決権行使が、（ＪＰモルガンの持株会社である）ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニーの株式またはファンドの受益権について行われる場合、あるいは議決権行使についての管理者が、当該議決権行使にかかる議案について、ＪＰモルガンの関係会社が投資銀行として関与しているかまたは公正意見書を提供していることを表明している場合、利益相反が存在するとみなされます。そのような利益相反が確認される場合、議決権行使は、独立した第三者によって、アドバイザーの議決権行使ガイドラインに従うか、当該第三者自身のガイドラインを使用して、行使されます。アドバイザーがファンドの資産を、アドバイザーの顧客でもある企業の有価証券に投資する場合、またはアドバイザーまたはその関係会社と重要な取引関係がある企業の有価証券に投資する場合で、当該企業の経営陣に反対する議決権行使が当該企業とアドバイザーまたはその関係会社との取引関係を損ねるか影響する可能性があるとき、潜在的利益相反が起きることがあります。

融資　ＪＰモルガンは、ファンド間の融資またはＪＰモルガン・チェース銀行が提供する与信枠に関して利益相反に直面します。そのような融資や与信枠の提供は、ＪＰモルガンが１つのファンドの利益またはＪＰモルガン自身の利益を、他のファンドの利益より優先した場合、貸し手または借り手となるファンドを害することがあります。ファンドが有価証券貸出取引を実施する場合、アドバイザーの関係会社が有価証券貸出において業務提供者の役割を担う場合、あるいは有価証券貸出取引の一環で報酬を受領する場合、アドバイザーは利益相反に直面します。

個人の取引　ＪＰモルガンとその取締役、役員、代理人または従業員のいずれかが、自身の口座で有価証券取引を行った場合、利益相反に直面します。それは、ファンドが取引するものと同じ有価証券を取引することで利益を得る可能性があり、それによりファンドには不利な影響を引き起こすことがあるからです。

評価　アドバイザーは、ファンドの資産評価方針に従ってファンド内の有価証券と資産を評価します。アドバイザーは、場合によっては、その関係会社が同様の資産について行った評価とは異なる評価をすることがあります。その理由には、当該関係会社が、アドバイザーとは共有しない評価技法・モデル等に関する情報を持っていることが含まれます。このようなことは、特に、市場の相場が容易に入手できない、または市場相場が値付け時の価値を表していない（例えば新興企業のもの）有価証券その他の資産について、公正価値の算出を行った場合に生じます。アドバイザーが運用会社等として受領する報酬金額に影響を与えるため、アドバイザーは資産の評価に際しても利益相反に直面します。

情報アクセス　ＪＰモルガンの様々な他の事業の結果、関係会社は随時、ある市場と投資に関する情報を入手することがあります。当該情報は、アドバイザーが知ったとしたら、ファンドが保有する投資資産を処分、保持または追加するようになるようなものであり、またはファンドのために持ち高を持ちたくなるようなものです。しかし、ＪＰモルガン内部の情報隔壁により、それがファンドの運用に関係するとしても、アドバイザーはそのような情報に触れることを制限されます。そのような関係会社は、アドバイザーが利用できない情報に基づいても、ファンドとは異なる形で取引することができます。

アドバイザーが有価証券の発行体に関していわゆるインサイダー情報を入手するか、入手したとみなされた場合、当該情報が公開されるか重要とはみなされなくなるまで、アドバイザーはその発行体の有価証券を、ファンドを含む顧客のために購入・売却することを制限されます。（そのような発行体には、ファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドを含むことがあります。）

贈答・接待　アドバイザーの従業員は、時折、顧客、ブローカー等の仲介者またはファンドもしくはアドバイザーの業務提供者から、贈答・接待を受けることがあります。そのような贈答・接待は、アドバイザーの従業員の判断または従業員が業務を行う方法に影響を及ぼし、または影響を及ぼすことがあると見られる可能性があります。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

①　発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.85%（税抜3.50%）が上限となっています。

申込手数料＊の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

＊　購入時における当ファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。

②　自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.925%（税抜1.75%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

	委託会社	販売会社	受託会社
信託報酬の配分（純資産総額に対し）	年率0.935%（税抜0.85%）	年率0.935%（税抜0.85%）	年率0.055%（税抜0.05%）
	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務等の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務等の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務等の対価

委託会社の受ける報酬には、運用委託先への報酬＊（信託財産の純資産総額に対し年率0.35%）が含まれています。

＊　投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として支払われます。

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

１　以下の費用等を信託財産で負担します。

①　有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）＊ならびに外国為替取引にかかる費用＊が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

＊　当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

②　外貨建資産の保管費用＊が実費でかかります。

＊　当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。

③　信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

なお、キャピタル・ゲイン税が生じる有価証券に投資を行う場合がありますが、その場合、キャピタル・ゲイン税が有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額が費用計上されます。

④　仕組債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、当ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。

⑤　投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

（ａ）運用報酬
（ｂ）運用に付随して発生する費用
（ｃ）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

投資信託証券の銘柄によってはこれら以外の費用がかかる場合があります。

マザーファンドにおいても、前記①から⑤までの費用等を負担します。

前記①から⑤までの費用等は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、事前に確定しておらず、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用等の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載していません。さらに、これらの費用等の合計額は、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。当該費用等は、認識された時点で、当ファンドおよびマザーファンドの計理基準にしたがい信託財産に計上されます。当該費用等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

２　監査費用＊を信託財産で負担します。

＊　信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.022%（税抜0.02%）（上限）を乗じて得た額、または年間330万円（税抜300万円）のうちいずれか少ない額を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に、信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2025年３月末現在適用されるものです。

①　個別元本について

追加型の株式投資信託＊については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

＊　「株式投資信託」とは、信託約款上において債券以外の組入れが可能な投資信託をいいます。当ファンドは、主に新興国の債券に投資するマザーファンドを主要投資対象としますが、信託約款上は債券以外の組入れが可能なため、課税上は株式投資信託の扱いとなります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「②収益分配金の課税について」をご参照ください。）

②　収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③　法人、個人別の課税の取扱について

（ａ）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）＊となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

＊　2037年12月31日までの税率です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費＊１を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）＊２となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（ハ）損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）＊２の税率で源泉徴収されます。

＊１　「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

＊２　2037年12月31日までの税率です。

（ハ）損益通算について

公募株式投資信託＊１（当ファンドを含みます。以下同じ。）の配当所得および譲渡所得、ならびにその他の上場株式等＊２の利子所得、配当所得および譲渡所得の各所得間において損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降３年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

＊１　「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

＊２　「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ＥＴＦ）、上場特定不動産投資信託（ＲＥＩＴ）および公募株式投資信託ならびに特定公社債および公募公社債投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

（ニ）少額投資非課税制度について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度である「ＮＩＳＡ」の適用対象となります。ＮＩＳＡをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。当ファンドは、ＮＩＳＡの対象ではありません。

なお、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは販売会社にご確認ください。

上記は2025年３月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

（ｂ）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15％および復興特別所得税0.315％）＊の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

＊　2037年12月31日までの税率です。

※　外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が前記と異なる場合があります。

※　課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

ファンドの直近の運用報告書対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率（①）	その他費用の比率（②）
年率2.48%	年率1.91%	年率0.57%

対象期間：2024年８月16日～2025年２月17日

※総経費率は、期中の運用・管理にかかった費用の総額を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した数値です。

※各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧下さい。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（2025年３月10日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,960,248,985	100.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△2,229,664	△0.11
合計(純資産総額)		1,958,019,321	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。
親投資信託は、全て「ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドII（適格機関投資家専用）」です（以下同じ）。

（参考）ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドII（適格機関投資家専用）

（2025年３月10日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	41,400,523	1.29
	メキシコ	231,445,428	7.21
	ブラジル	105,949,710	3.30
	チリ	27,096,542	0.84
	コロンビア	92,411,057	2.88
	ペルー	97,595,873	3.04
	トルコ	105,493,360	3.29
	チェコ	169,370,953	5.28
	ハンガリー	95,155,057	2.96
	ポーランド	112,808,585	3.51
	ルーマニア	29,281,632	0.91
	マレーシア	142,444,921	4.44
	タイ	125,767,758	3.92
	インドネシア	157,379,776	4.90
	中国	1,325,739,305	41.30
	エジプト	57,429,057	1.79
	南アフリカ	100,193,784	3.12
	セルビア	3,280,287	0.10
	小計	3,020,243,608	94.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	189,611,840	5.91
合計(純資産総額)		3,209,855,448	100.00

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。
（注２）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。具体的な投資対象については、「第１ファンドの状況　１ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格（イ）ファンドの目的」をご参照ください。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2025年３月10日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドII（適格機関投資家専用）	1,011,898,093	1.9945	2,018,331,929	1.9372	1,960,248,985	100.11

（参考）ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドII（適格機関投資家専用）

（2025年３月10日現在）

順位	国／地域	投資国／地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	中国	中国	国債証券	CHINA GOVT2.68%MAY30INBK	9,600,000	2,149.78	206,379,467	2,134.01	204,865,390	2.68	2030/5/21	6.38
2	中国	中国	国債証券	CHINA GOVT2.85%JUN27INBK	8,600,000	2,106.70	181,176,553	2,095.71	180,231,476	2.85	2027/6/4	5.61
3	中国	中国	国債証券	CHINAGOVT2.27%MAY34 INBK	6,400,000	2,143.96	137,213,816	2,117.69	135,532,376	2.27	2034/5/25	4.22
4	中国	中国	国債証券	CHINA GOVT3.27%NOV30INBK	6,000,000	2,241.62	134,497,675	2,217.12	133,027,555	3.27	2030/11/19	4.14
5	中国	中国	国債証券	CHINAGOVT2.76%MAY32 INBK	6,100,000	2,194.92	133,890,335	2,169.36	132,331,161	2.76	2032/5/15	4.12
6	中国	中国	国債証券	CHINAGOVT3.53%OCT51 INBK	4,900,000	2,731.42	133,839,764	2,631.58	128,947,626	3.53	2051/10/18	4.02
7	中国	中国	国債証券	CHINA GOVT3.81%SEP50INBK	4,450,000	2,814.16	125,230,516	2,719.64	121,024,017	3.81	2050/9/14	3.77
8	中国	中国	国債証券	CHINA GOVT3.01%MAY28INBK	4,500,000	2,141.40	96,363,077	2,126.09	95,674,416	3.01	2028/5/13	2.98
9	中国	中国	国債証券	CHINAGOVT3.12%OCT52 INBK	3,400,000	2,567.58	87,297,784	2,471.64	84,036,087	3.12	2052/10/25	2.62
10	チェコ	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC 5% 8Y	11,180,000	683.88	76,458,286	673.42	75,288,508	5	2030/9/30	2.35
11	トルコ	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT 36% AUG26 2Y	17,133,038	403.03	69,052,709	406.69	69,679,391	36	2026/8/12	2.17
12	タイ	タイ	国債証券	THAI GOVT 2.4% NOV27	15,700,000	439.94	69,071,490	441.62	69,335,715	2.4	2027/11/17	2.16
13	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN27 NTNF	2,670,000	2,397.69	64,018,337	2,419.56	64,602,483	10	2027/1/1	2.01
14	コロンビア	コロンビア	国債証券	COLOMBIA TES 7% MAR31	2,089,500,000	2.94	61,445,956	2.96	62,051,754	7	2031/3/26	1.93
15	中国	中国	国債証券	CHINAGOVT1.91%JUL29 INBK	3,000,000	2,072.37	62,171,185	2,056.45	61,693,762	1.91	2029/7/15	1.92
16	チェコ	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC 0.25% 100	7,050,000	601.55	42,409,947	602.09	42,447,961	0.25	2027/2/10	1.32
17	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND 7.5% JUL28 0728	1,000,000	4,093.74	40,937,410	4,078.34	40,783,454	7.5	2028/7/25	1.27
18	エジプト	エジプト	国債証券	EGYPTGOVT22.576% JAN28 3Y	14,200,000	290.65	41,273,719	286.74	40,717,195	22.576	2028/1/7	1.27
19	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 7.75% MAY31	6,000,000	663.33	39,800,175	675.49	40,529,865	7.75	2031/5/29	1.26
20	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN29 NTNF	1,670,000	2,263.07	37,793,364	2,272.93	37,957,944	10	2029/1/1	1.18
21	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 8.5% MAY29	5,200,000	700.89	36,446,425	711.33	36,989,176	8.5	2029/5/31	1.15
22	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 7.5% JUN27	5,000,000	702.52	35,126,160	707.08	35,354,344	7.5	2027/6/3	1.10
23	タイ	タイ	国債証券	THAI GOVT 3.45% JUN43	7,000,000	484.25	33,897,954	487.61	34,132,958	3.45	2043/6/17	1.06
24	マレーシア	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 3.582% JUL32	1,000,000	3,299.60	32,996,078	3,310.13	33,101,383	3.582	2032/7/15	1.03
25	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 8.5% FEB30	4,500,000	695.57	31,301,073	706.63	31,798,602	8.5	2030/2/28	0.99
26	インドネシア	インドネシア	国債証券	INDON 7% FEB33 FR96	3,427,000,000	0.92	31,606,164	0.91	31,484,771	7	2033/2/15	0.98
27	マレーシア	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 4.065% JUN50	922,000	3,292.45	30,356,424	3,300.34	30,429,165	4.065	2050/6/15	0.95

28	インドネシア	インドネシア	国債証券	INDON 9% MAR29 FR71	3,011,000,000	0.98	29,691,022	0.98	29,632,112	9	2029/3/15	0.92
29	チリ	チリ	国債証券	CHILE GOVT 4.7% SEP30	180,000,000	15.19	27,343,582	15.05	27,096,542	4.7	2030/9/1	0.84
30	コロンビア	コロンビア	国債証券	COLOMBIA TES 7.25% OCT34	996,200,000	2.68	26,797,600	2.71	27,018,931	7.25	2034/10/18	0.84

（注）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国/地域」は、「第１ファンドの状況　１ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格（イ）ファンドの目的」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国/地域」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別投資比率

（2025年３月10日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.11

（参考）ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドII（適格機関投資家専用）

（2025年３月10日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	94.09

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドII（適格機関投資家専用）

（2025年３月10日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US ULTRA2506	売建	3	アメリカドル	369,040.27	366,187.5	53,968,713	△1.68

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（注２）評価額については、原則として上記に記載の日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年３月10日および同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
第17特定期間末	(2015年８月17日)	6,090	6,117	0.5580	0.5605
第18特定期間末	(2016年２月15日)	4,538	4,563	0.4552	0.4577
第19特定期間末	(2016年８月15日)	4,375	4,399	0.4595	0.4620
第20特定期間末	(2017年２月15日)	4,392	4,414	0.4928	0.4953
第21特定期間末	(2017年８月15日)	4,158	4,179	0.4908	0.4933
第22特定期間末	(2018年２月15日)	3,811	3,831	0.4790	0.4815
第23特定期間末	(2018年８月15日)	3,187	3,206	0.4177	0.4202
第24特定期間末	(2019年２月15日)	3,079	3,097	0.4194	0.4219
第25特定期間末	(2019年８月15日)	2,862	2,880	0.4001	0.4026
第26特定期間末	(2020年２月17日)	2,882	2,899	0.4196	0.4221
第27特定期間末	(2020年８月17日)	2,453	2,460	0.3656	0.3666
第28特定期間末	(2021年２月15日)	2,459	2,465	0.3812	0.3822
第29特定期間末	(2021年８月16日)	2,339	2,345	0.3763	0.3773
第30特定期間末	(2022年２月15日)	2,312	2,318	0.3895	0.3905
第31特定期間末	(2022年８月15日)	2,329	2,335	0.4060	0.4070
第32特定期間末	(2023年２月15日)	2,199	2,204	0.3990	0.4000
第33特定期間末	(2023年８月15日)	2,285	2,291	0.4362	0.4372
第34特定期間末	(2024年２月15日)	2,275	2,280	0.4540	0.4550
第35特定期間末	(2024年８月15日)	2,115	2,120	0.4459	0.4469
第36特定期間末	(2025年２月17日)	2,032	2,036	0.4551	0.4561
	2024年３月末日	2,229	－	0.4545	－
	2024年４月末日	2,264	－	0.4642	－
	2024年５月末日	2,244	－	0.4661	－
	2024年６月末日	2,253	－	0.4713	－
	2024年７月末日	2,153	－	0.4531	－
	2024年８月末日	2,089	－	0.4405	－
	2024年９月末日	2,104	－	0.4449	－
	2024年10月末日	2,154	－	0.4592	－
	2024年11月末日	2,086	－	0.4462	－
	2024年12月末日	2,126	－	0.4660	－
	2025年１月末日	2,068	－	0.4604	－
	2025年２月末日	1,972	－	0.4439	－
	2025年３月10日	1,958	－	0.4412	－

（注）純資産総額（分配付）および１口当たり純資産額（分配付）は特定期間末日のものです。

②【分配の推移】

期	１口当たり分配金（円）
第17特定期間	0.0150
第18特定期間	0.0150
第19特定期間	0.0150
第20特定期間	0.0150
第21特定期間	0.0150
第22特定期間	0.0150
第23特定期間	0.0150
第24特定期間	0.0150
第25特定期間	0.0150
第26特定期間	0.0150
第27特定期間	0.0120
第28特定期間	0.0060
第29特定期間	0.0060
第30特定期間	0.0060
第31特定期間	0.0060
第32特定期間	0.0060
第33特定期間	0.0060
第34特定期間	0.0060
第35特定期間	0.0060
第36特定期間	0.0060

③【収益率の推移】

期	収益率（%）
第17特定期間	△7.10
第18特定期間	△15.73
第19特定期間	4.24
第20特定期間	10.51
第21特定期間	2.64
第22特定期間	0.65
第23特定期間	△9.67
第24特定期間	4.00
第25特定期間	△1.03
第26特定期間	8.62
第27特定期間	△10.01
第28特定期間	5.91
第29特定期間	0.29
第30特定期間	5.10
第31特定期間	5.78
第32特定期間	△0.25
第33特定期間	10.83
第34特定期間	5.46
第35特定期間	△0.46
第36特定期間	3.41

（注）収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

（４）【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
第17特定期間	57,415,715	1,368,268,435	10,914,440,862
第18特定期間	73,791,227	1,017,894,641	9,970,337,448
第19特定期間	68,729,041	517,442,648	9,521,623,841
第20特定期間	73,738,771	682,466,821	8,912,895,791
第21特定期間	63,246,015	503,470,725	8,472,671,081
第22特定期間	66,504,466	581,894,519	7,957,281,028
第23特定期間	65,129,700	390,294,193	7,632,116,535
第24特定期間	68,244,235	358,794,236	7,341,566,534
第25特定期間	95,837,580	282,200,698	7,155,203,416
第26特定期間	82,066,496	368,289,151	6,868,980,761
第27特定期間	99,019,620	255,063,194	6,712,937,187
第28特定期間	89,105,480	350,763,148	6,451,279,519
第29特定期間	39,413,907	275,083,181	6,215,610,245
第30特定期間	37,744,988	316,965,118	5,936,390,115
第31特定期間	88,204,272	286,553,070	5,738,041,317
第32特定期間	53,046,268	278,627,918	5,512,459,667
第33特定期間	47,527,022	319,327,287	5,240,659,402
第34特定期間	49,173,997	278,279,315	5,011,554,084
第35特定期間	41,990,586	307,939,113	4,745,605,557
第36特定期間	27,653,934	307,881,345	4,465,378,146

（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（am.jpmorgan.com/jp）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2025年３月10日	設定日	2007年３月９日
純資産総額	19億円	決算回数	年12回

基準価額・純資産の推移

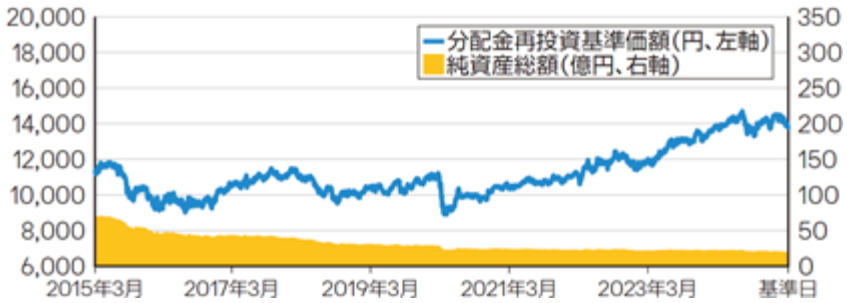

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
＊分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
209期	2024年10月	10
210期	2024年11月	10
211期	2024年12月	10
212期	2025年１月	10
213期	2025年２月	10
	設定来累計	6,790

＊分配金は税引前1万口当たりの金額です。

通貨別構成状況

通貨	投資比率※1
オフショア元	41.3%
メキシコペソ	7.2%
チェココルナ	5.3%
インドネシアルピア	4.9%
マレーシアリンギット	4.4%
その他	31.1%

種類別構成状況

種類	投資比率※1
国債証券	94.2%

組入上位銘柄

順位	銘柄名	種類	クーポン(%)	償還日	投資国/地域※2	通貨	投資比率※1
1	中国国債	国債証券	2.680	2030/5/21	中国	オフショア元	6.4%
2	中国国債	国債証券	2.850	2027/6/4	中国	オフショア元	5.6%
3	中国国債	国債証券	2.270	2034/5/25	中国	オフショア元	4.2%
4	中国国債	国債証券	3.270	2030/11/19	中国	オフショア元	4.1%
5	中国国債	国債証券	2.760	2032/5/15	中国	オフショア元	4.1%
6	中国国債	国債証券	3.530	2051/10/18	中国	オフショア元	4.0%
7	中国国債	国債証券	3.810	2050/9/14	中国	オフショア元	3.8%
8	中国国債	国債証券	3.010	2028/5/13	中国	オフショア元	3.0%
9	中国国債	国債証券	3.120	2052/10/25	中国	オフショア元	2.6%
10	チェコ国債	国債証券	5.000	2030/9/30	チェコ	チェココルナ	2.3%

年間収益率の推移

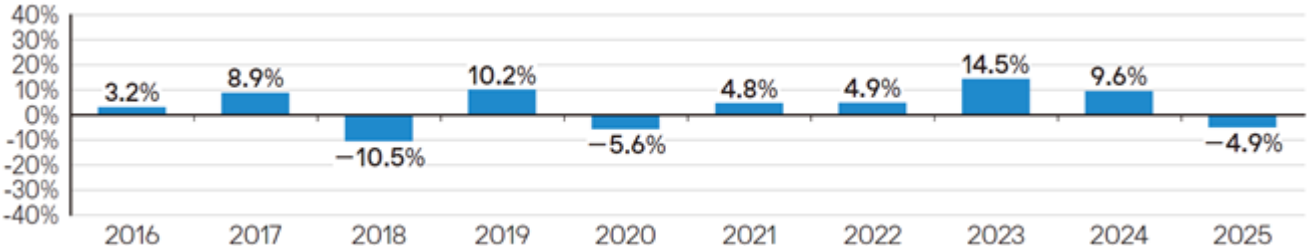

＊年間収益率（%）＝｛（年末営業日の基準価額＋その年に支払われた税引前の分配金）÷前年末営業日の基準価額−1｝×100
＊2025年の年間収益率は前年末営業日から2025年3月10日までのものです。
＊ベンチマークは設定していません。
＊当ページにおける「ファンド」は、ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※1　ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。
※2　「投資国/地域」は、「第１ファンドの状況　１ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格（イ）ファンドの目的」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①　申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、米国の銀行休業日には、取得申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

②　申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

③　申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、１円以上１円単位とします。

④　受渡方法

（ａ）取得申込代金の支払いについて

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

（ｂ）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資者にかかる受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資者が販売会社に取得申込みと同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

⑤　受付時間

原則として、購入の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

⑥　申込みの中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、基準価額が確定できない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資者がその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

⑦　申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

２【換金（解約）手続等】

①　換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受付けます。

ただし、米国の銀行休業日には、換金申込みの受付は行いません。

換金申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

②　換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

（課税については、「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（５）課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「１　申込（販売）手続等　⑦申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

③　換金単位

販売会社が定める単位とします。

④　受渡方法

（ａ）換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して５営業日目から、販売会社の本・支店等において支払います。

（ｂ）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかる当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。

⑤　受付時間

原則として、換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

⑥　換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、基準価額が確定できない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

受益権１口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権１口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権１万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権１万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限です。

ただし、後記「（５）その他　①信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月16日から翌月15日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（５）【その他】

①　信託の終了等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（ａ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、前記ａ．の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知れている受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｃ．前記ｂ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．前記ｃ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記ａ．の信託契約の解約をしません。

ｅ．委託会社は、前記ｄ．により当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．前記ｃ．からｅ．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ｃ．の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。

（注）委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ｂ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「②信託約款の変更」の規定にしたがいます。

（ｃ）委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「②信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

（ｄ）委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

（ｅ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　信託約款の変更（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（ａ）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（ｂ）委託会社は、前記（ａ）の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（ｃ）前記（ｂ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ｄ）前記（ｃ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記（ａ）の信託約款の変更をしません。

（ｅ）委託会社は、前記（ｄ）により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（ｆ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記（ａ）から（ｅ）までの規定にしたがいます。

（注）委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

③　運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、２月、８月の計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通して交付等を行います。また、運用報告書（全体版）のすべての内容を委託会社のホームページに掲載することで、委託会社は運用報告書（全体版）にかかる情報を電磁的方法により提供します。ただし、受益者から書面による運用報告書（全体版）にかかる情報の提供の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

④　関係会社との契約の更新等に関する手続について

（ａ）委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の３ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。

（ｂ）委託会社と運用委託先との間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について前記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

（３）受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

（４）反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「３　資産管理等の概要　（５）その他　①信託の終了等」または「②信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

（５）帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第36特定期間（2024年８月16日から2025年２月17日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2024年８月15日現在)	当期 (2025年２月17日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,124,079,794	2,040,234,568
未収入金	1,284,274	2,266,850
流動資産合計	2,125,364,068	2,042,501,418
資産合計	2,125,364,068	2,042,501,418
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,745,605	4,465,378
未払解約金	1,284,274	2,266,850
未払受託者報酬	97,358	102,636
未払委託者報酬	3,310,133	3,489,652
その他未払費用	38,932	41,043
流動負債合計	9,476,302	10,365,559
負債合計	9,476,302	10,365,559
純資産の部		
元本等		
元本	※1 4,745,605,557	※1 4,465,378,146
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △2,629,717,791	※2 △2,433,242,287
（分配準備積立金）	128,210,710	133,675,906
元本等合計	2,115,887,766	2,032,135,859
純資産合計	2,115,887,766	2,032,135,859
負債純資産合計	2,125,364,068	2,042,501,418

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 （自　2024年２月16日 至　2024年８月15日）	当期 （自　2024年８月16日 至　2025年２月17日）
営業収益		
有価証券売買等損益	14,129,701	91,722,393
営業収益合計	14,129,701	91,722,393
営業費用		
受託者報酬	612,139	589,647
委託者報酬	※1 20,812,527	※1 20,048,058
その他費用	244,788	235,796
営業費用合計	21,669,454	20,873,501
営業利益又は営業損失（△）	△7,539,753	70,848,892
経常利益又は経常損失（△）	△7,539,753	70,848,892
当期純利益又は当期純損失（△）	△7,539,753	70,848,892
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	391,541	△1,389,704
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,736,513,973	△2,629,717,791
剰余金増加額又は欠損金減少額	166,272,282	167,030,821
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	166,272,282	167,030,821
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,543,948	15,108,462
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,543,948	15,108,462
分配金	※2 29,000,858	※2 27,685,451
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,629,717,791	△2,433,242,287

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	当財務諸表対象期間
１．有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 2025年２月15日および2025年２月16日が休日のため、信託約款第36条により、第36特定期間末日を2025年２月17日としております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前期 (2024年８月15日現在)	当期 (2025年２月17日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 (2024年８月15日現在)	当期 (2025年２月17日現在)
※１期首元本額	5,011,554,084円	4,745,605,557円
期中追加設定元本額	41,990,586円	27,653,934円
期中一部解約元本額	307,939,113円	307,881,345円
※２元本の欠損	2,629,717,791円	2,433,242,287円
受益権の総数	4,745,605,557口	4,465,378,146口
１口当たりの純資産額 (１万口当たりの純資産額)	0.4459円 (4,459円)	0.4551円 (4,551円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 (自　2024年２月16日 至　2024年８月15日)	当期 (自　2024年８月16日 至　2025年２月17日)
※１信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.35%を乗じて得た額	同左
※２分配金の計算過程		
	(自　2024年２月16日 至　2024年３月15日)	(自　2024年８月16日 至　2024年９月17日)
費用控除後の配当等収益額	5,512,446円	5,394,786円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	21,615,724円	21,750,452円
分配準備積立金額	111,997,835円	127,769,217円
当ファンドの分配対象収益額	139,126,005円	154,914,455円
当ファンドの期末残存口数	4,932,302,696口	4,733,360,058口
1万口当たり収益分配対象額	282.07円	327.28円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	4,932,302円	4,733,360円
	(自　2024年３月16日 至　2024年４月15日)	(自　2024年９月18日 至　2024年10月15日)
費用控除後の配当等収益額	8,107,019円	7,157,247円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	21,609,129円	21,818,684円
分配準備積立金額	111,760,083円	127,990,081円
当ファンドの分配対象収益額	141,476,231円	156,966,012円
当ファンドの期末残存口数	4,901,846,854口	4,721,537,963口
1万口当たり収益分配対象額	288.61円	332.44円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	4,901,846円	4,721,537円
	(自　2024年４月16日 至　2024年５月15日)	(自　2024年10月16日 至　2024年11月15日)
費用控除後の配当等収益額	8,346,741円	7,123,750円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	21,547,435円	21,777,668円
分配準備積立金額	113,943,585円	129,205,731円
当ファンドの分配対象収益額	143,837,761円	158,107,149円
当ファンドの期末残存口数	4,862,840,252口	4,682,333,631口
1万口当たり収益分配対象額	295.78円	337.66円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	4,862,840円	4,682,333円
	(自　2024年５月16日 至　2024年６月17日)	(自　2024年11月16日 至　2024年12月16日)
費用控除後の配当等収益額	6,287,375円	4,514,350円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	21,387,673円	21,373,012円
分配準備積立金額	115,454,366円	128,438,975円

当ファンドの分配対象収益額	143,129,414円	154,326,337円
当ファンドの期末残存口数	4,788,057,831口	4,572,005,929口
1万口当たり収益分配対象額	298.93円	337.54円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	4,788,057円	4,572,005円
	(自　2024年６月18日 至　2024年７月16日)	(自　2024年12月17日 至　2025年１月15日)
費用控除後の配当等収益額	16,731,081円	11,232,766円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	21,668,834円	21,250,225円
分配準備積立金額	116,190,978円	126,506,330円
当ファンドの分配対象収益額	154,590,893円	158,989,321円
当ファンドの期末残存口数	4,770,208,206口	4,510,838,663口
1万口当たり収益分配対象額	324.07円	352.46円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	4,770,208円	4,510,838円
	(自　2024年７月17日 至　2024年８月15日)	(自　2025年１月16日 至　2025年２月17日)
費用控除後の配当等収益額	5,597,795円	6,390,903円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	21,692,993円	21,175,219円
分配準備積立金額	127,358,520円	131,750,381円
当ファンドの分配対象収益額	154,649,308円	159,316,503円
当ファンドの期末残存口数	4,745,605,557口	4,465,378,146口
1万口当たり収益分配対象額	325.87円	356.78円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	4,745,605円	4,465,378円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

	前期 (2024年８月15日現在)	当期 (2025年２月17日現在)
1．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 (2024年８月15日現在)	当期 (2025年２月17日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△109,280,463	△25,251,185
合計	△109,280,463	△25,251,185

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表（2025年２月17日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）	1,022,315,262	2,040,234,568	
合計			1,022,315,262	2,040,234,568	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記番号	(2024年８月15日現在)	(2025年２月17日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		216,501,288	162,802,337
金銭信託		2,000,036	－
コール・ローン		－	1,931,034
国債証券		3,082,550,031	3,109,724,266
派生商品評価勘定		89,546,142	43,853,066
未収入金		4,488,168	62,122,556
未収利息		34,128,447	38,490,511
前払費用		8,916,349	7,421,116
差入委託証拠金		5,788,213	4,061,991
流動資産合計		3,443,918,674	3,430,406,877
資産合計		3,443,918,674	3,430,406,877
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		82,573,774	51,652,011
未払金		4,942,144	73,788,022
未払解約金		1,284,274	2,266,850
流動負債合計		88,800,192	127,706,883
負債合計		88,800,192	127,706,883
純資産の部			
元本等			
元本	※１	1,756,041,050	1,654,907,032
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		1,599,077,432	1,647,792,962
元本等合計		3,355,118,482	3,302,699,994
純資産合計		3,355,118,482	3,302,699,994
負債純資産合計		3,443,918,674	3,430,406,877

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	当財務諸表対象期間
１．有価証券の評価基準および評価方法	国債証券 　個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 　当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 　適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準および評価方法	(1)デリバティブ取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 　時価評価にあたっては、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 　為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

(2024年８月15日現在)	(2025年２月17日現在)
当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2024年８月15日現在)	(2025年２月17日現在)
※１期首元本額	2,222,553,839円	1,756,041,050円
期中追加設定元本額	43,849,147円	113,502,981円
期中解約元本額	510,361,936円	214,636,999円
元本の内訳（注）		
ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）	1,111,734,426円	1,022,315,262円
ＧＩＭ ＦＯＦｓ用新興国現地通貨ソブリン・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	396,258,470円	390,888,468円
ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	248,048,154円	241,703,302円
合　計	1,756,041,050円	1,654,907,032円
受益権の総数	1,756,041,050口	1,654,907,032口
１口当たりの純資産額	1.9106円	1.9957円
（１万口当たりの純資産額）	(19,106円)	(19,957円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、国債証券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、債券関連では将来の債券の価格変動リスクを回避し、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)当ファンドは、運用の一部または全部について外部委託をしております。 運用商品部門は外部委託先が適切に運用業務を行っているか継続的にモニタリングします。運用商品部門はその結果重大な問題があると判断する場合は、リスク管理を担当する部署が主催し、リスク管理上の重要な事項について決議または審議を行う委員会に報告し、対応を協議します。また運用商品部門は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、同委員会に報告します。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

	(2024年８月15日現在)	(2025年２月17日現在)
１．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乗せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(2024年８月15日現在)	(2025年２月17日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	43,396,899	44,729,112
合計	43,396,899	44,729,112

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（債券関連）

区分	種類	(2024年８月15日現在)				(2025年２月17日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	64,445,126	－	64,423,249	△21,877	－	－	－	－
	売建	65,533,285	－	67,071,664	△1,538,379	35,670,367	－	36,667,276	△996,909
合計		129,978,411	－	131,494,913	△1,560,256	35,670,367	－	36,667,276	△996,909

（注）１．先物取引の時価の算定方法
債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
２．債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
３．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
４．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（通貨関連）

区分	種類	(2024年８月15日現在)				(2025年２月17日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	アメリカドル	1,299,294,453	－	1,259,467,221	△39,827,232	1,237,656,321	－	1,206,011,355	△31,644,966
	メキシコペソ	83,223,871	－	80,324,795	△2,899,076	149,135,355	－	147,895,927	△1,239,428
	ユーロ	21,475,291	－	21,295,329	△179,962	126,798,745	－	125,354,601	△1,444,144
	トルコリラ	121,345,016	－	120,761,028	△583,988	73,801,546	－	72,726,636	△1,074,910
	チェココルナ	138,555,506	－	136,670,096	△1,885,410	149,358,700	－	148,592,399	△766,301
	ハンガリーフォリント	43,472,004	－	43,282,256	△189,748	94,673,965	－	94,390,990	△282,975
	ポーランドズロチ	107,410,277	－	106,346,899	△1,063,378	193,221,536	－	194,326,801	1,105,265
	タイバーツ	187,863,085	－	182,423,062	△5,440,023	－	－	－	－
	南アフリカランド	98,530,672	－	99,880,897	1,350,225	24,382,051	－	24,243,515	△138,536
	オフショア元	625,683,297	－	603,977,148	△21,706,149	542,010,664	－	531,653,479	△10,357,185
	売建								
	アメリカドル	1,416,969,902	－	1,375,432,813	41,537,089	1,210,104,379	－	1,186,004,341	24,100,038
	メキシコペソ	137,560,180	－	128,228,289	9,331,891	199,082,520	－	195,253,259	3,829,261
	ユーロ	21,256,845	－	21,295,330	△38,485	108,101,207	－	107,017,175	1,084,032
	トルコリラ	168,779,818	－	160,005,531	8,774,287	106,020,911	－	99,541,645	6,479,266
	チェココルナ	241,319,658	－	233,650,045	7,669,613	260,730,993	－	258,726,274	2,004,719
	ハンガリーフォリント	89,537,976	－	86,310,629	3,227,347	132,445,784	－	132,713,456	△267,672
	ポーランドズロチ	79,917,817	－	76,227,575	3,690,242	245,254,389	－	246,388,268	△1,133,879
	タイバーツ	119,385,228	－	118,908,538	476,690	－	－	－	－
	南アフリカランド	133,420,688	－	127,721,450	5,699,238	29,957,951	－	29,475,629	482,322
	オフショア元	324,702,547	－	324,113,094	589,453	313,660,416	－	311,197,359	2,463,057
合計		5,459,704,131	－	5,306,322,025	8,532,624	5,196,397,433	－	5,111,513,109	△6,802,036

（注）１．為替予約の時価の算定方法
（１）対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
①為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
（２）対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
２．換算において円未満の端数は切り捨てております。
３．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表（2025年２月17日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEXICO GOVT 7.5% JUN27		5,000,000.00	4,825,950.00	
		MEXICO GOVT 7.5% MAY33		3,930,000.00	3,423,265.80	
		MEXICO GOVT 7.75% NOV42		3,800,000.00	3,010,702.00	
		MEXICO GOVT 7% SEP26		3,500,000.00	3,397,205.00	
		MEXICO GOVT 8.5% FEB30		4,500,000.00	4,300,425.00	
		MEXICO GOVT 8.5% MAY29		5,200,000.00	5,007,340.00	
		MEXICO GOVT 8% JUL53		1,200,000.00	940,140.00	
		MEXICO GOVT 8% MAY35		1,070,000.00	946,179.60	
	計	銘柄数：	8	28,200,000.00	25,851,207.40	
					(193,514,383)	
		組入時価比率：	5.9%		6.2%	
	ブラジルレアル	BRAZIL 10% JAN27 NTNF		2,670,000.00	2,515,890.27	
		BRAZIL 10% JAN29 NTNF		1,670,000.00	1,485,261.26	
		BRAZIL 10% JAN35 NTNF		170,000.00	134,264.98	
	計	銘柄数：	3	4,510,000.00	4,135,416.51	
					(110,212,571)	
		組入時価比率：	3.3%		3.5%	
	チリペソ	CHILE GOVT 4.7% SEP30		180,000,000.00	172,535,400.00	
	計	銘柄数：	1	180,000,000.00	172,535,400.00	
					(27,816,329)	
		組入時価比率：	0.8%		0.9%	
	コロンビアペソ	COLOMBIA GOVT 9.85%JUN27		275,000,000.00	268,023,250.00	
		COLOMBIA TES 7.25% OCT34		626,200,000.00	469,249,232.00	
		COLOMBIA TES 7% MAR31		1,628,000,000.00	1,339,827,720.00	
		COLOMBIA TES13.25% FEB33		85,300,000.00	92,695,510.00	
	計	銘柄数：	4	2,614,500,000.00	2,169,795,712.00	
					(79,876,689)	
		組入時価比率：	2.4%		2.6%	
	ペルーソル	PERU GOVT 5.4% AUG34		566,000.00	523,442.46	
		PERU GOVT 6.15% AUG32		800,000.00	810,288.00	
		PERU GOVT 7.6% AUG39		460,000.00	483,703.80	
		PERU GOVT7.3% AUG33 GDN		600,000.00	642,792.00	
	計	銘柄数：	4	2,426,000.00	2,460,226.26	
					(100,993,272)	
		組入時価比率：	3.1%		3.2%	
	ウルグアイペソ	URUGUAY 9.75% JUL33		2,395,495.00	2,392,356.90	
	計	銘柄数：	1	2,395,495.00	2,392,356.90	
					(8,396,455)	
		組入時価比率：	0.3%		0.3%	
	ディナール	SERBIA 4.5% AUG32 12.5		2,300,000.00	2,250,849.00	
		SERBIA 5.25% JUL35 10Y		2,400,000.00	2,411,256.00	
		SERBIA 7% OCT31 8Y		1,900,000.00	2,138,184.00	
	計	銘柄数：	3	6,600,000.00	6,800,289.00	
					(9,250,154)	
		組入時価比率：	0.3%		0.3%	
	トルコリラ	TURKEY GOVT 30% SEP29 5Y		4,767,918.00	4,747,797.38	
		TURKEY GOVT 31.08% NOV28		2,910,166.00	2,954,662.43	

		TURKEY GOVT 36% AUG26 2Y		17,133,038.00	17,085,065.49	
		TURKEY GOVT 37% FEB26		1,400,000.00	1,394,400.00	
	計	銘柄数：	4	26,211,122.00	26,181,925.30	
					(109,909,104)	
		組入時価比率：	3.3%		3.5%	
	チェココルナ	CZECH REPUBLIC 0.25% 100		7,050,000.00	6,606,837.00	
		CZECH REPUBLIC 4.5% 154		3,170,000.00	3,289,509.00	
		CZECH REPUBLIC 4.85% 53		910,000.00	951,059.20	
		CZECH REPUBLIC 4.9% 151		1,400,000.00	1,495,382.00	
		CZECH REPUBLIC 5.5% 149		3,700,000.00	3,956,040.00	
		CZECH REPUBLIC 5% 8Y		11,180,000.00	11,911,060.20	
	計	銘柄数：	6	27,410,000.00	28,209,887.40	
					(179,462,840)	
		組入時価比率：	5.4%		5.8%	
	ハンガリーフォリント	HUNGARY 2.25% APR33 33/A		72,000,000.00	52,461,360.00	
		HUNGARY 2% MAY29 29/A		53,000,000.00	44,655,680.00	
		HUNGARY 3% AUG30 30/A		62,000,000.00	52,367,680.00	
		HUNGARY 4.75% NOV32 32/A		60,000,000.00	53,325,600.00	
		HUNGARY 7% OCT35 35/A		35,060,000.00	35,717,024.40	
	計	銘柄数：	5	282,060,000.00	238,527,344.40	
					(94,508,588)	
		組入時価比率：	2.9%		3.0%	
	ポーランドズロチ	POLAND 1.75% APR32 0432		900,000.00	698,103.00	
		POLAND 6% OCT33 1033		780,000.00	795,662.40	
		POLAND 7.5% JUL28 0728		1,000,000.00	1,066,270.00	
		POLAND I/L 2% AUG36 CPI		1,003,000.00	935,709.61	
	計	銘柄数：	4	3,683,000.00	3,495,745.01	
					(133,892,976)	
		組入時価比率：	4.1%		4.3%	
	ルーマニアレイ	ROMANIA GOVT 6.75% APR35		80,000.00	75,684.00	
		ROMANIA GOVT 7.35% APR31		150,000.00	149,485.50	
	計	銘柄数：	2	230,000.00	225,169.50	
					(7,209,724)	
		組入時価比率：	0.2%		0.2%	
	マレーシアリンギット	MALAYSIA 2.632% APR31		600,000.00	562,416.00	
		MALAYSIA 3.502% MAY27		500,000.00	500,330.00	
		MALAYSIA 3.582% JUL32		1,000,000.00	987,020.00	
		MALAYSIA 3.828% JUL34		400,000.00	400,372.00	
		MALAYSIA 4.065% JUN50		922,000.00	908,059.36	
		MALAYSIA 4.457% MAR53		550,000.00	573,749.00	
		MALAYSIA 4.642% NOV33		300,000.00	318,072.00	
	計	銘柄数：	7	4,272,000.00	4,250,018.36	
					(145,731,854)	
		組入時価比率：	4.4%		4.7%	
	タイバーツ	THAI GOVT 2.4% NOV27		15,700,000.00	15,842,085.00	
		THAI GOVT 3.35% JUN33		3,704,000.00	3,995,023.28	
		THAI GOVT 3.45% JUN43		7,000,000.00	7,774,760.00	
		THAI GOVT 4% JUN72		866,000.00	1,072,463.06	
	計	銘柄数：	4	27,270,000.00	28,684,331.34	
					(129,366,334)	
		組入時価比率：	3.9%		4.2%	
	インドネシアルピア	INDON 10.5% AUG30 FR52		1,350,000,000.00	1,577,313,000.00	
		INDON 6.375% AUG28 FR95		1,640,000,000.00	1,629,356,400.00	
		INDON 6.625% FEB34 100		1,853,000,000.00	1,835,285,320.00	
		INDON 6.75% JUL35 FR103		2,629,000,000.00	2,624,819,890.00	
		INDON 7.125% JUN38 FR98		1,073,000,000.00	1,095,811,980.00	
		INDON 7.125% JUN43 FR97		668,000,000.00	677,732,760.00	
		INDON 7.5% JUN35 FR80		1,076,000,000.00	1,127,981,560.00	
		INDON 7.5% MAY38 FR75		1,480,000,000.00	1,541,064,800.00	
		INDON 7% FEB33 FR96		497,000,000.00	503,649,860.00	

		INDON 8.25% JUN32 FR58		1,100,000,000.00	1,189,672,000.00	
		INDON 8.375% MAR34 FR68		659,000,000.00	727,364,660.00	
		INDON 9% MAR29 FR71		3,011,000,000.00	3,262,749,710.00	
	計	銘柄数：	12	17,036,000,000.00	17,792,801,940.00	
					(167,252,338)	
		組入時価比率：	5.1%		5.4%	
	エジプトポンド	EGYPT T-BILL070CT25 364D		6,700,000.00	5,769,828.28	
		EGYPTGOVT22.576%JAN28 3Y		14,200,000.00	14,198,045.79	
	計	銘柄数：	2	20,900,000.00	19,967,874.07	
					(59,901,625)	
		組入時価比率：	1.8%		1.9%	
	南アフリカランド	S.AFRICA 8.5% JAN37 2037		2,370,000.00	1,994,283.90	
		S.AFRICA 9% JAN40 2040		2,950,000.00	2,481,363.00	
		S.AFRICA10.875%MAR382038		1,620,900.00	1,610,882.83	
		S.AFRICA6.25% MAR36 R209		244,272.00	174,422.42	
		S.AFRICA8.75% FEB48 2048		1,691,000.00	1,339,170.54	
		S.AFRICA8.75% JAN44 2044		2,400,000.00	1,917,000.00	
		S.AFRICA8.875%FEB35 2035		3,300,000.00	2,974,752.00	
	計	銘柄数：	7	14,576,172.00	12,491,874.69	
					(103,307,803)	
		組入時価比率：	3.1%		3.3%	
	オフショア元	CHINA GOVT2.68%MAY30INBK		9,600,000.00	10,141,248.00	
		CHINA GOVT2.85%JUN27INBK		8,600,000.00	8,902,806.00	
		CHINA GOVT3.01%MAY28INBK		4,500,000.00	4,735,170.00	
		CHINA GOVT3.27%NOV30INBK		6,000,000.00	6,609,060.00	
		CHINA GOVT3.81%SEP50INBK		4,450,000.00	6,153,682.50	
		CHINAGOVT1.91%JUL29 INBK		3,000,000.00	3,055,020.00	
		CHINAGOVT2.27%MAY34 INBK		6,400,000.00	6,742,528.00	
		CHINAGOVT2.67%MAY33 INBK		4,300,000.00	4,627,617.00	
		CHINAGOVT2.76%MAY32 INBK		6,100,000.00	6,579,216.00	
		CHINAGOVT3.12%OCT52 INBK		3,400,000.00	4,289,712.00	
		CHINAGOVT3.53%OCT51 INBK		4,900,000.00	6,576,731.00	
		CHINAGOVT3.72%APR51INBK		600,000.00	823,440.00	
	計	銘柄数：	12	61,850,000.00	69,236,230.50	
					(1,449,121,227)	
		組入時価比率：	43.9%		46.7%	
	小計				3,109,724,266	
					(3,109,724,266)	
	合計				3,109,724,266	
					(3,109,724,266)	

（注）各通貨計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
（注）小計・合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記　取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2025年３月10日現在）

種類	金額	単位
Ⅰ　資産総額	1,962,594,250	円
Ⅱ　負債総額	4,574,929	円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	1,958,019,321	円
Ⅳ　発行済口数	4,437,480,399	口
Ⅴ　１口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.4412	円

（参考）ＧＩＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）

（2025年３月10日現在）

種類	金額	単位
Ⅰ　資産総額	3,243,780,937	円
Ⅱ　負債総額	33,925,489	円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	3,209,855,448	円
Ⅳ　発行済口数	1,656,941,612	口
Ⅴ　１口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.9372	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

（１）受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
（２）前記（１）の申請があった場合には、前記（１）の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記（１）の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
（３）前記（１）の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

２　受益者に対する特典

ありません。

３　受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

４　その他内国投資信託受益証券事務の概要

（１）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（２）償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
（３）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

①　資本金の額（2025年３月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

②　会社の意思決定機構

取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

（イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会

（ロ）リスク管理上の重要な事項：ビジネス・コントロール・コミッティ

③　投資運用の意思決定機構

（イ）株式運用本部

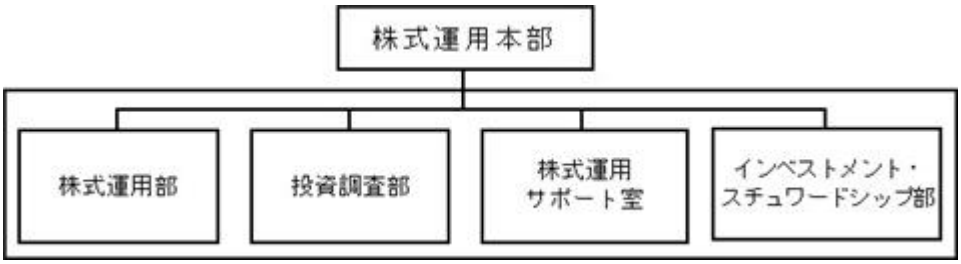

（ａ）株式運用本部は、株式運用部、投資調査部、株式運用サポート室およびインベストメント・スチュワードシップ部で構成されます。

（ｂ）株式運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議の開催による運用戦略の方向性の決定等により投資判断を行います。なお、投資調査部のアナリストとの議論を通じ投資判断の際の参考とします。また、同部が行う国内外の株式の運用や海外関係会社に運用を委託している株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

（ｃ）投資調査部に所属するアナリストは主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。

（ｄ）株式運用サポート室は、運用実績の分析を行い、前記（ｂ）の株式運用部にその結果を提供します。

（ｅ）インベストメント・スチュワードシップ部は、以下の業務を行います。

１．スチュワードシップ活動（企業とのエンゲージメント、議決権行使等）を統括します。

２．スチュワードシップ活動に関して、株式運用部、投資調査部への助言、サポートを行います。

３．スチュワードシップ活動に関して、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点との連携を行います。

（ロ）前記（イ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行います。

（注）前記（イ）および（ロ）の意思決定機構、組織名称等は、2025年３月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- **投資助言・代理業**
- **有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業**
- **有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業**

委託会社が設定・運用している投資信託は、2025年３月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	44	808,300
公募単位型株式投資信託	―	―
公募追加型債券投資信託	―	―
公募単位型債券投資信託	―	―
私募投資信託	72	5,077,006
総合計	116	5,885,306
親投資信託	41	―

（注）百万円未満は四捨五入

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第34期事業年度（2023年４月１日から2024年３月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

また、第35期中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づきPwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第33期 （2023年３月31日）	第34期 （2024年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,854,232	16,673,933
前払費用	10,057	10,082
未収入金	1,077	1,603
未収委託者報酬	1,906,906	1,987,338
未収収益	1,148,869	3,061,883
関係会社短期貸付金	100,000	－
その他	280	15,682
流動資産合計	21,021,423	21,750,524
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	60,000	60,000
投資有価証券	548,702	681,717
敷金保証金	33,657	37,171
前払年金費用	212,429	228,037
繰延税金資産	877,589	1,039,201
その他	5,500	5,500
投資その他の資産合計	1,737,878	2,051,627
固定資産合計	1,737,878	2,051,627
資産合計	22,759,301	23,802,152

（単位：千円）

	第33期 （2023年３月31日）	第34期 （2024年３月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	172,530	213,331
未払金	1,496,536	2,978,383
未払手数料	859,337	906,271
その他未払金	637,198	2,072,111
未払費用	159,983	132,370
未払法人税等	331,240	1,292,546
賞与引当金	867,476	1,173,672
役員賞与引当金	53,851	97,026
流動負債合計	3,081,619	5,887,331
固定負債		
長期未払金	234,648	242,772
賞与引当金	729,216	789,791
役員賞与引当金	114,927	140,155
固定負債合計	1,078,793	1,172,719
負債合計	4,160,412	7,060,050
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	15,347,039	13,490,425
利益剰余金合計	15,380,716	13,524,101
株主資本合計	18,598,716	16,742,101
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	173	－
評価・換算差額等合計	173	－
純資産合計	18,598,889	16,742,101
負債・純資産合計	22,759,301	23,802,152

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第33期 （自2022年４月１日 至2023年３月31日）	第34期 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	10,324,813	10,499,412
運用受託報酬	7,542,468	10,370,840
業務受託報酬	2,566,610	2,744,580
その他営業収益	240,482	277,179
営業収益合計	20,674,375	23,892,013
営業費用		
支払手数料	5,189,809	5,192,430
広告宣伝費	146,804	102,192
調査費	1,909,927	3,404,975
委託調査費	1,562,850	3,023,575
調査費	333,567	377,411
図書費	13,508	3,988
委託計算費	256,679	269,987
営業雑経費	161,211	133,374
通信費	12,491	6,615
印刷費	109,847	96,034
協会費	38,873	30,724
営業費用合計	7,664,433	9,102,961
一般管理費		
給料	5,188,544	5,707,205
役員報酬及び賞与	321,404	338,638
給料・手当	3,037,732	2,999,251
賞与	1,012,802	1,127,025
賞与引当金繰入額	750,056	1,172,792
役員賞与引当金繰入額	66,548	69,497
福利厚生費	376,603	387,162
交際費	7,936	9,346
寄付金	10,261	456
旅費交通費	96,976	140,310
租税公課	135,661	171,364
不動産関連費用	1,097,659	879,560
退職給付費用	202,450	215,497
退職金	133,286	91,987
消耗器具備品費	19,816	7,934
事務委託費	183,364	221,828
関係会社等配賦経費	2,394,646	2,431,843
減価償却費	294	－
諸経費	79,798	71,029
一般管理費合計	9,927,302	10,335,527
営業利益	3,082,640	4,453,525

（単位：千円）

		第33期 （自2022年４月１日 至2023年３月31日）	第34期 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
営業外収益			
受取配当金	※１	25	250,008
投資有価証券売却益		33	544
受取利息	※１	2,269	92
その他営業外収益		29,202	32,909
営業外収益合計		31,530	283,554
営業外費用			
投資有価証券売却損		284,331	178
為替差損		179,805	57,620
その他営業外費用		187	89
営業外費用合計		464,324	57,887
経常利益		2,649,846	4,679,192
税引前当期純利益		2,649,846	4,679,192
法人税、住民税及び事業税		1,015,667	1,697,341
法人税等調整額		△37,516	△161,534
法人税等合計		978,151	1,535,806
当期純利益		1,671,695	3,143,385

（３）【株主資本等変動計算書】

第33期（自2022年４月１日　至2023年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	16,475,344	16,509,020	19,727,020
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	△2,800,000	△2,800,000	△2,800,000
当期純利益	－	－	－	－	1,671,695	1,671,695	1,671,695
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	△1,128,304	△1,128,304	△1,128,304
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	15,347,039	15,380,716	18,598,716

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△117,348	△117,348	19,609,672
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△2,800,000
当期純利益	－	－	1,671,695
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	117,521	117,521	117,521
当期変動額合計	117,521	117,521	△1,010,782
当期末残高	173	173	18,598,889

第34期（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	15,347,039	15,380,716	18,598,716
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	△5,000,000	△5,000,000	△5,000,000
当期純利益	－	－	－	－	3,143,385	3,143,385	3,143,385
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	△1,856,614	△1,856,614	△1,856,614
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	13,490,425	13,524,101	16,742,101

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	173	173	18,598,889
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△5,000,000
当期純利益	－	－	3,143,385
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△173	△173	△173
当期変動額合計	△173	△173	△1,856,787
当期末残高	－	－	16,742,101

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

３．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬：当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬：当該報酬は対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

業務受託報酬およびその他営業収益：グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で算定し、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当事業年度の財務諸表等の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表関係）

関係会社に対する資産及び負債

第33期 （2023年３月31日）	第34期 （2024年３月31日）
関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。	関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。

（損益計算書関係）

※１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第33期 （自2022年４月１日 至2023年３月31日）	第34期 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
関係会社からの受取利息	2,269千円	92千円
関係会社からの受取配当金	－千円	250,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

第33期（自2022年４月１日　至2023年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,265	－	－	56,265
合計	56,265	－	－	56,265

２．配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年６月27日 定時株主総会	普通株式	2,800,000	49,764	2022年３月31日	2022年６月28日

第34期（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,265	－	－	56,265
合計	56,265	－	－	56,265

２．配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2023年６月27日 定時株主総会	普通株式	5,000,000	88,865	2023年３月31日	2023年６月28日

（リース取引関係）

第33期 （自2022年４月１日 至2023年３月31日）	第34期 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。 １年以内　1,859千円 １年超　4,493千円 合計　6,352千円	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。 １年以内　1,651千円 １年超　2,340千円 合計　3,991千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

自社が設定する投資信託やグループ会社が運用する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。

当社は、営業活動援助のため、子会社であるJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドへの短期貸付を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行により分別管理されている信託財産から回収され、一般債権とは異なり、信用リスクは極めて低いと認識しております。海外グループ会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に３ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが６ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

関係会社に対し短期貸付を行っており、関係会社短期貸付金は貸出先の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、３ヶ月の期日であり、金利の変動リスクは僅少です。

投資有価証券のうち、上述のシードキャピタルは、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金保証金は建物等の賃貸契約に関連する保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外グループ会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

関係会社短期貸付金は、子会社であるJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドの営業活動から得られるキャッシュ・フローをモニタリングしており、貸倒や回収遅延の懸念はほぼないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、「市場価格のない株式等」は次表には含めておりません（（注２）参照）。

第33期（2023年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期未払金	234,648	234,648	－
負債計	234,648	234,648	－

（注１）時価と貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」「関係会社短期貸付金」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注２）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	544,463

第34期（2024年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期未払金	242,772	242,772	－
負債計	242,772	242,772	－

（注１）時価と貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注２）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	681,717

(2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品以外の金融商品

第33期（2023年３月31日）

（単位：千円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期未払金	－	234,648	－	234,648
負債計	－	234,648	－	234,648

第34期（2024年３月31日）

（単位：千円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期未払金	－	242,772	－	242,772
負債計	－	242,772	－	242,772

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「長期未払金」

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期（2023年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	17,854,232	―	―	―
未収委託者報酬	1,906,906	―	―	―
未収収益	1,148,869	―	―	―
関係会社短期貸付金	100,000	―	―	―
合計	21,010,008	―	―	―

第34期（2024年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	16,673,933	―	―	―
未収委託者報酬	1,987,338	―	―	―
未収収益	3,061,883	―	―	―
合計	21,723,155	―	―	―

（有価証券関係）

１．関係会社株式

関係会社株式　（第33期の貸借対照表計上額は60,000千円、第34期の貸借対照表計上額は60,000千円）については市場価格のない株式等と認められるため、記載しておりません。

２．その他有価証券

第33期（2023年３月31日）

投資有価証券（合同会社出資金）　（貸借対照表計上額　544,463千円）については市場価格のない株式等と認められるため、次表には記載しておりません。

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	2,405	2,000	405
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	1,833	1,989	△155
合計		4,239	3,989	250

第34期（2024年３月31日）

投資有価証券（合同会社出資金）　（貸借対照表計上額　681,717千円）については市場価格のない株式等と認められるため、記載しておりません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券

第33期（自2022年４月１日　至2023年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	2,200,000	33	△284,331

第34期（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	3,985	544	△178

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。

２．キャッシュバランス型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 （2023年３月31日）	第34期 （2024年３月31日）
	（千円）	（千円）
退職給付債務の期首残高	1,561,511	1,552,554
勤務費用	156,871	152,793
利息費用	7,808	17,854
数理計算上の差異の発生額	△786	101,633
退職給付の支払額	△172,850	△95,278
退職給付債務の期末残高	1,552,554	1,729,556

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 （2023年３月31日）	第34期 （2024年３月31日）
	（千円）	（千円）
年金資産の期首残高	1,780,406	1,813,116
期待運用収益	5,341	9,972
数理計算上の差異の発生額	33,342	151,080
事業主からの拠出額	166,877	168,000
退職給付の支払額	△172,850	△95,278
年金資産の期末残高	1,813,116	2,046,891

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第33期 （2023年３月31日）	第34期 （2024年３月31日）
	（千円）	（千円）
積立型制度の退職給付債務	1,552,554	1,729,556
年金資産	△1,813,116	△2,046,891
	△260,562	△317,334
未認識数理計算上の差異	48,133	89,297
未認識過去勤務費用	―	―
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△212,429	△228,037
前払年金費用	△212,429	△228,037
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△212,429	△228,037

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第33期 （自2022年４月１日 至2023年３月31日）	第34期 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
	（千円）	（千円）
勤務費用	156,871	152,793
利息費用	7,808	17,854
期待運用収益	△5,341	△9,972
数理計算上の差異の費用処理額	△15,657	△8,283
過去勤務債務の費用処理額	―	―
その他（注１）	5,425	7,313
キャッシュバランス型年金制度に係る退職給付費用（注２）	149,106	159,705

（注１）その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。
（注２）当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第33期 （2023年３月31日）	第34期 （2024年３月31日）
債券	29%	31%
現金及び預金等	71%	69%
合計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	第33期 （2023年３月31日）	第34期 （2024年３月31日）
主要な数理計算上の計算基礎		
割引率	0.50%	1.15%
長期期待運用収益率	0.30%	0.55%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第33期事業年度53,343千円、第34期事業年度55,792千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 （2023年３月31日）	第34期 （2024年３月31日）
繰延税金資産	（千円）	（千円）
賞与引当金	473,755	585,906
未払費用	119,056	110,803
未払事業税	25,819	72,564
長期前払費用	119,205	119,206
減価償却超過額	204,658	220,363
その他	5,772	5,741
繰延税金資産小計	948,268	1,114,582
評価性引当額	△5,556	△5,556
繰延税金資産合計	942,712	1,109,026
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	△65,122	△69,825
繰延税金資産又は繰延税金負債（△）の純額	877,589	1,039,201

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第33期 （2023年３月31日）	第34期 （2024年３月31日）
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.20%	3.89%
外国子会社配当等永久に益金に算入されない項目	－	△1.64%
住民税等均等割	0.09%	0.05%
過年度法人税等	△0.01%	△0.12%
その他	0.00%	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.90%	32.82%

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

第33期（自2022年４月１日　至2023年３月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	10,324,813	7,511,402	2,566,610	240,482	20,643,309
成功報酬	―	31,066	―	―	31,066
合計	10,324,813	7,542,468	2,566,610	240,482	20,674,375

第34期（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	10,499,412	9,138,462	2,744,580	277,179	22,659,635
成功報酬	―	1,232,378	―	―	1,232,378
合計	10,499,412	10,370,840	2,744,580	277,179	23,892,013

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第33期（自2022年４月１日　至2023年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	10,324,813	7,542,468	2,566,610	240,482	20,674,375

２．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	英国	その他	合計
11,669,935	3,217,990	5,786,449	20,674,375

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	3,196,350	資産運用業

第34期（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	10,499,412	10,370,840	2,744,580	277,179	23,892,013

２．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	英国	その他	合計
13,679,111	3,389,037	6,823,865	23,892,013

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	3,364,483	資産運用業

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

第33期（自2022年４月１日　至2023年３月31日）

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ＪＰモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー	米国ニューヨーク	215,530百万米ドル	持株会社	被所有間接100%	人件費の立替	－	－	未払金	438,743

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の役職員への賞与の支払いの一部はＪＰモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー（以下、「親会社」という。）により行われております。これらの費用は親会社より当社に請求されるものであり、未払いの金額については親会社に対する債務として処理しております。

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド	英国領ケイマン諸島グランドケイマン	3,500千円	外国投資信託の管理会社としての業務	所有直接100%	資金の貸借等及び役員の兼任	資金の貸付（注）	1,600,000	関係会社短期貸付金	100,000
							資金の回収	2,500,000		
							受取利息	2,269	未収収益	1

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間３ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
最終的な親会社が同一である会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	英国ロンドン	24百万ポンド	投資運用業	なし	投資の助言または投資一任	運用受託報酬	2,818,164	未収収益	239,199
							調査費	1,228,359	未払費用	71,549

（注１）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

第34期（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ＪＰモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー	米国ニューヨーク	240,253百万米ドル	持株会社	被所有間接100%	人件費の立替	―	―	未払金	469,971

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の役職員への賞与の支払いの一部はＪＰモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー（以下、「親会社」という。）により行われております。これらの費用は親会社より当社に請求されるものであり、未払いの金額については親会社に対する債務として処理しております。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
最終的な親会社が同一である会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	英国ロンドン	24百万ポンド	投資運用業	なし	投資運用再委託等	運用受託報酬	2,902,015	未収収益	276,530
							調査費	1,900,307	未払金	468,034
最終的な親会社が同一である会社	J.P. Morgan Investment Management Inc.	米国ニューヨーク	4.5百万米ドル	投資運用業	なし	投資運用再委託等	業務受託報酬	1,613,740	未収収益	172,783
							調査費	1,030,619	未払金	732,524

（注１）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬、業務受託報酬及び調査費に関しては、運用の再委託や業務委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約や業務委託契約を結んで行っております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接親会社　　ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

最終的な親会社　ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニー（ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	第33期 （自2022年４月１日 至2023年３月31日）	第34期 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
１株当たり純資産額	330,558.77円	297,558.01円
１株当たり当期純利益	29,711.10円	55,867.51円

なお、当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

１株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第33期 （自2022年４月１日 至2023年３月31日）	第34期 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
損益計算書上の当期純利益	1,671,695千円	3,143,385千円
普通株主に帰属しない金額	－	－
普通株式に係る当期純利益	1,671,695千円	3,143,385千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	56,265株

（重要な後発事象に関する注記）

該当ありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

	第35期中間会計期間末 （2024年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	17,322,609
前払費用	73,950
未収入金	694
未収委託者報酬	2,206,542
未収収益	2,115,068
その他	6,811
流動資産合計	21,725,677
固定資産	
投資その他の資産	
関係会社株式	60,000
投資有価証券	721,785
敷金保証金	43,286
前払年金費用	247,151
繰延税金資産	1,361,352
その他	5,500
投資その他の資産合計	2,439,075
固定資産合計	2,439,075
資産合計	24,164,752

（単位：千円）

		第35期中間会計期間末 （2024年９月30日）
負債の部		
流動負債		
預り金		72,794
未払金		1,960,436
未払手数料		963,596
その他未払金	※１	996,839
未払費用		471,384
未払法人税等		1,606,917
賞与引当金		2,129,564
役員賞与引当金		97,026
流動負債合計		6,338,123
固定負債		
長期未払金		228,394
賞与引当金		1,027,582
役員賞与引当金		200,594
固定負債合計		1,456,571
負債合計		7,794,695
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		1,000,000
資本剰余金合計		1,000,000
利益剰余金		
利益準備金		33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		13,118,380
利益剰余金合計		13,152,056
株主資本合計		16,370,056
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		0
評価・換算差額等合計		0
純資産合計		16,370,057
負債・純資産合計		24,164,752

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

		第35期中間会計期間 （自2024年４月１日 至2024年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		5,463,102
運用受託報酬		5,163,392
投資助言報酬		1,831,821
業務受託報酬		1,493,425
その他営業収益		165,316
営業収益合計		14,117,058
営業費用		
支払手数料		2,654,046
調査費		1,597,756
その他営業費用		274,597
営業費用合計		4,526,401
一般管理費		6,033,233
営業利益		3,557,423
営業外収益	※１	13,204
営業外費用	※２	28,212
経常利益		3,542,415
税引前中間純利益		3,542,415
法人税、住民税及び事業税		1,536,611
法人税等調整額		△322,151
法人税等合計		1,214,460
中間純利益		2,327,955

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

３．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬：当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬：当該報酬は対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

投資助言報酬：当該報酬は、対象顧客との契約に基づき、提供する投資アドバイスに対する固定報酬または運用資産に対する一定割合として算定し、契約期間にわたり収益として認識しております。

業務受託報酬およびその他営業収益：グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で算定し、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬：投資一任および投資助言に関する成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークやその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。いずれの報酬も、契約に基づき支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

（表示方法の変更）

損益計算書関係

前事業年度において、「営業収益」の「運用受託報酬」に含まれていた投資助言報酬は、金額的重要性が増したため、当事業年度より「投資助言報酬」として掲記することとしております。

（中間貸借対照表関係）

第35期中間会計期間末 （2024年９月30日）
※１　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第35期中間会計期間 （自2024年４月１日 至2024年９月30日）	
※１　営業外収益のうち主要なもの	
雑益	13,204千円
※２　営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	20,726千円

（リース取引関係）

第35期中間会計期間末 （2024年９月30日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
１年以内	1,656千円
１年超	1,518千円
合計	3,174千円

（金融商品関係）

第35期中間会計期間末（2024年９月30日）

①　金融商品の時価等に関する事項

2024年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、「市場価格のない株式等」は次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期未払金	228,394	228,394	－
負債計	228,394	228,394	－

（注１）時価と中間貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注２）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	721,774

② 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

③ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期未払金	－	228,394	－	228,394
負債計	－	228,394	－	228,394

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「長期未払金」

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第35期中間会計期間末（2024年９月30日）

１．関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額　60,000千円）については市場価格のない株式等と認められるものであることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

投資有価証券（合同会社出資金）（中間貸借対照表計上額　721,774千円）については市場価格のない株式等と認められるものであることから、記載しておりません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	5,463,102	5,163,392	452,442	1,493,425	165,316	12,737,679
成功報酬	―	―	1,379,378	―	―	1,379,378
合計	5,463,102	5,163,392	1,831,821	1,493,425	165,316	14,117,058

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第35期中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,463,102	5,163,392	1,831,821	1,493,425	165,316	14,117,058

２．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	英国	その他	合計
8,265,082	1,773,591	4,078,384	14,117,058

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	1,762,458	資産運用業

（１株当たり情報）

第35期中間会計期間 （自2024年４月１日 至2024年９月30日）	
１株当たり純資産額	290,945.65円
１株当たり中間純利益金額	41,374.83円

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

１株当たりの中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益	2,327,955千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る中間純利益	2,327,955千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為を行うことが禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
（２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
（５）前記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

（１）定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。
（２）訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

① 名　　称　三井住友信託銀行株式会社

② 資本金の額　342,037百万円（2024年３月末現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名　　称　：株式会社日本カストディ銀行

事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

	名　　称	資本金の額 （2024年３月末現在）	事業の内容
1	安藤証券株式会社	2,280百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	株式会社ＳＢＩ証券	54,323百万円	同　　上
3	楽天証券株式会社	19,495百万円 （2023年12月15日現在）	同　　上
4	ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000百万円	同　　上
5	マネックス証券株式会社	13,195百万円	同　　上
6	みずほ証券株式会社＊	125,167百万円	同　　上
7	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	同　　上
8	株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
9	株式会社香川銀行＊	14,105百万円	同　　上
10	株式会社京葉銀行＊	49,759百万円	同　　上
11	株式会社十六銀行＊	36,839百万円	同　　上
12	ソニー銀行株式会社	38,500百万円	同　　上
13	株式会社横浜銀行	215,628百万円	同　　上
14	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＊　募集の取扱い以外の業務を行っています。

（３）運用委託先の会社

名　　称	資本金の額 （2024年３月末現在）	事業の内容
Ｊ．Ｐ．モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	450万米ドル	投資運用業務および投資顧問業務を行っています。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

（２）販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（３）運用委託先の会社

マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

３【資本関係】

受託会社、販売会社および運用委託先の会社との間に直接的な資本関係はありません。

第３【参考情報】

下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

2024年８月20日	臨時報告書
2024年11月14日	有価証券届出書の訂正届出書
2024年11月14日	有価証券報告書
2024年11月20日	臨時報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年６月６日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴 田 光 夫

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2024年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年４月25日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 田 光 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙 見 昂 平

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）の2024年８月16日から2025年２月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）の2025年２月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2024年12月５日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 田 光 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙 見 昂 平

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2024年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。